愛知県行政書士会報

令和7年 5月　No.330

愛知

■高浜市と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」を締結
■私法部初心者研修会
■埼玉県立川越西高等学校での法教育授業の見学

愛知県芸術劇場コンサートホール

愛知県行政書士会　https://www.aichi-gyosei.or.jp

Contents コンテンツ

行政書士の一日……愛知県行政書士会　常務理事　松葉　豪… 1
高浜市と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」を締結…… 2
私法部初心者研修会…… 3
埼玉県立川越西高等学校での法教育授業の見学…… 4
犯罪による収益の移転防止に関する法律に係る研修会…… 5
所有者不明土地法・空き家等対策に関する研修会…… 5
令和 6 年度第 2 回新入会員基礎研修会…… 6
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）に係る研修会…… 7
雨水浸透阻害行為許可に関する研修会（実習編）…… 7
行政書士スタートアップセミナー…… 8
宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関する研修会…… 9
不当要求防止責任者講習…… 9
災害復興支援員養成講座（第二回）……10
公証人と行政書士による「遺言・相続　無料相談会」……11
令和 6 年度特定行政書士実務研修会……11
デジタル庁職員による「jGrants（J グランツ）代理申請体験会」……12
特定行政書士ブラッシュアップ研修会……13
行政書士業務に関する測量についての研修会……13
メディアも扱う（？）行政法　第 8 回　注目事件の注目される理由……名城大学法学部教授　北見　宏介…14
お知らせコーナー　さあ！特定行政書士になろう……16
あなたの「困ったな」教えてください！総務省の行政相談……17
「建設業法と建設業許可」第 3 版……20
ライブラリ研修動画一覧……21
初心者向け業務相談のお知らせ……24
初心者向け業務相談申込書……25
会員訪問記（西尾支部　東　範雄会員）……会報委員　鈴木　謙一…26
支部だより……27
事務局だより……39
会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……41
コスモスあいちコーナー……47
あとがき……49

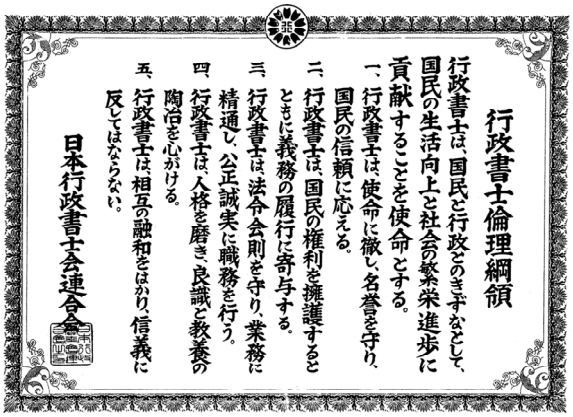

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政のきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

行政書士の一日

常務理事　松葉　豪

私の名前は愛知行太郎。50歳独身。家族は犬のマサユキ。愛知県行政書士会に所属する行政書士だ。

朝起きるとマサユキがいつもそばにやってくる。多分私が好きなのではない。散歩に行きたいかエサがほしいのだ。マサユキの分のエサと自分の分の目玉焼きそしてトーストを用意して、朝の某局の連続テレビ小説を食べながら見ているともう８時半だ。事務所に出勤だ。

事務所に着くとさっそく電話が鳴る。相手はいつも仕事を依頼してくれる自動車ディーラーの営業担当者だ。私は自動車業務を多く扱っている。「愛知さん。おはようございます。実は軽自動車を買ったお客さんで、住んでいるのは日進市なんですが、車庫は天白区なんですよ。この場合車庫（自動車保管場所）の届出は天白警察署でいいですか？」私は一瞬考えた。車庫届の意義を考えれば誰でも車庫がある場所の管轄警察署に届出をすることに疑問はもつまい。現に「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第５条にはこうある。「軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、当該自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。」そうだ。天白警察署に出せばいい。しかし行政書士たるもの条文は念入りに最後まで読まなければいけない。法律のずっと下の附則を見てみる。「（適用地域等に関する経過措置）２　第４条から第７条（第13条第４項において準用する場合を含む。）まで及び第13条第４項の規定は、当分の間、第４条第１項の処分に係る自動車又は軽自動車である自動車の区分に従いそれぞれ政令で定める地域以外の地域に使用の本拠の位置が在る自動車の保有者については、適用しない。」おや。そういえば住んでいる（使用の本拠である）日進市は軽自動車の車庫届がいらない地域だった。以前管轄の愛知警察署に車庫届を出しに行って窓口で「おつかれさまです。必要ありません。」と言われたことがあったっけ。つまり車庫届を出すか出さないかは、この条文によれば、使用の本拠の位置によって決まるわけだ。というわけで、「そう思いますよね。でも車庫届は必要ないですよ。」と回答した。

その後はお昼まで頼まれている車庫（自動車保管場所）証明（届）を数か所の警察署に出して回る。途中同業者やその補助者の人たちに出会うのも日常茶飯事だ。みんな頑張ってるなと感じ勇気をもらう。

昼食は事務所近隣のファミリーレストランを専ら利用する。隣のテーブルの近所の女性と思しき２人組が、「最近どうしてる？」「道路にデスノートが落ちてないか下向いて歩いてばっかりよ。」「ぎゃははは。」と一緒に笑っていいものかどうか悩む話をききながら日替わりランチを食べる。

昼からは行政書士会館へ出かける。私は行政書士会の法務部長と特定行政書士委員会委員長を拝命している。

最近は研修会が活発に開催され、会館の部屋を抑えるのが大変な場合があるくらいだ。そのため今日は法務部会と特定行政書士委員会のダブル開催だ。

まず法務部会だ。現在は一般倫理研修を受けていない人への処分規則を策定している。内容から始まって、条文の文字などに誤りがないかできる限りチェックしている。読者の中で受けていない諸君。それほど負荷のある研修ではないし、大事な研修だ。ぜひとも今すぐに受けるようにしてほしい。

次は特定行政書士委員会だ。この委員会は令和６年に特定行政書士制度の充実拡大そして能力向上を目的に新しくできた委員会だ。すでに愛知県では約300人の特定行政書士が誕生している。今日は今後どんな研修を行っていったらいいか意見を出し合っている。特定行政書士考査の対応も重要な役割の一つだ。今年も４月からすでに申し込みが始まっている。不服審査に対する知見の深浅は申請業務の対応の巧拙に係る場合がある。特定行政書士専用の徽章や行政書士証票にもちょっとプレミアム感がある。未取得の会員の皆さん、ぜひチャレンジしてほしい。

２つの会議が終わったら、会が受託している名古屋市長が後見申立を開始するための親族調査の調査結果の確認だ。調査担当の会員の皆さんからの調査結果を確認するのは役員としての重要な任務だ。書類の入った引き出しをみると、おっと今日は私の担当分はなさそうだ。帰ろう。

事務所で明日の申請書類に没頭して作成しているともう20時だ。帰宅だ。「ただいま。マサユキ！」

（なお、愛知行太郎の設定の半分くらいはフィクションです。）

高浜市と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」を締結

碧海支部　杉浦　伸和

日　時　令和７年１月30日㈭
　　午前10時～11時
場　所　高浜市役所　２階　市長応接室
出席者　高浜市　吉岡　初浩　市長
　　杉浦　睦彦　都市政策部長
　　芝田　啓二　防災防犯ＧＬ
　　当会　竹田　　勲　会長
　　早川　　忠　副会長
　　高野　正也　碧海支部長
　　杉浦　伸和　会員（理事）

１月30日、高浜市と当会との間で「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」の締結式が高浜市役所にて執り行われました。

冒頭、吉岡初浩市長より「市民が困らないよう相談を受ける態勢をとっていただけることはありがたい」と感謝を述べられ、竹田会長からは「日本は申請主義で市民が申請しないと助けることが出来ない。最初の相談窓口として少しでも力となることをお誓いしたい」と話されました。

この協定は、災害時に自治体からの要請に基づき、当会が相談員を派遣し、被災者支援の相談業務を実施する内容となっています。

【愛知県並びに内閣府との協定】

現状、愛知県と愛知県行政書士会とは、平成24年３月13日付「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結しています。愛知県は、大規模災害時発生時に行政書士業務の必要が生じたときは、当会に対して協力要請することが可能となりました。これにより当会は被災者支援相談センターを開設し、行政書士の派遣を行い、被災者に代わり書類の作成・提出する業務を行うこととなります。

更に、令和６年９月25日には「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しています。このことにより、内閣府は大規模災害発生時には、日行連に対し、被災自治体への行政書士の派遣を要請でき、日行連は内閣府に対し被災自治体との連絡調整など必要な支援の実施を要請し、協力を行うこととなります。

【今後の取り組み】

能登半島地震では当会から必要な会員を派遣し、被災者から寄せられる各種支援制度の申請手続、相談などに対し、自治体の庁舎等に設置した窓口や無料電話相談を通じて被災者支援を行いました。その経験を踏まえて新事業推進本部の「第１回支援員養成講座」では支援をした会員に講師を務めていただきました。

今年度、当会は災害復興支援員養成講座を連続シリーズで開催し、一定のスキルを持った支援員の育成を図り認定します。災害時の復興を支援する「災害復興支援員」をひとりでも多く養成するための準備を進めています。災害復興に係る知識を持った相談員に相談できる体制づくりを目指し、被災時に行政の窓口でより多くの行政書士が災害復興支援に取り組むことで少しでも市民の不安解消と生活再建の一助となることが今後更に期待されています。

【被災者の生活再建に向けた支援】

（具体例）

・罹災証明書、公費解体等の申請支援
・被災者支援制度に関する相談
・被災事業者の事業継続に向けた相談等
・被災自動車の抹消登録等
・住宅の修理などに関する支援制度の申請手続
・廃棄処理に係る手続
・上記の他、行政書士法に定める業務

私法部初心者研修会

私法部　中島　崇

日　時　令和７年１月22日㈬
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
　　（オンライン配信なし）
講　師　私法部　　平松　里香　部長
　　コスモスあいち　柴田　　愛　副支部長
内　容　相続、遺言、成年後見制度等に係る相談対応について～相談事例に基づきロールプレイングで学ぶ～
参加者　33名

本研修会は、登録して間もない会員及び私法業務初心者会員向けに、相続手続きの流れ、遺言作成のポイントや成年後見制度の概要など、今後の相談業務に役立つ知識を確認してもらい、さらに相談対応ロールプレイング演習を通じて、お客様からの情報や事実を把握した後、そこから提案していく際のヒントを学んでいただくことを目的としています。

前半の講義では、講師の平松部長より相続手続の流れについて説明があり、遺言書の有無や相続人の調査、財産目録や遺産分割協議書の作成におけるポイントなどの解説がありました。また、遺言書については、お客様への作成支援にあたり、案文を起案する際における注意点の解説がありました。

続いて、講師の公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部の柴田副支部長より成年後見制度の概要について説明があり、任意後見制度と法定後見制度の二種類の制度の仕組みや相違点などの解説がありました。

超高齢社会が継続している我が国において、成年後見制度は行政書士としてきちんと把握しておくべき制度です。この制度について更に知識を深めたい方は、コスモス成年後見サポートセンターの研修会を別途受講することをお勧めします。そして入会していただきまして、ぜひ成年後見業務をご自身の専門の一つとしてください。

後半は相談対応ロールプレイング演習を行いました。４名ごとの８グループに分かれ、４つの相談事例（ファクトシート）をベースに、相談者役と行政書士役に分かれて模擬面談を行いました。

４つの事例は、①相続手続、②遺言書作成、③高齢者支援（おふたりさまで子がいない）、④障がい者支援（親なきあと問題）、です。

演習とはいえ、行政書士役はファクトシートの内容を知らされずに相談を受けるため、本人状況の把握に手間取ったり、利害関係者の情報整理に苦労している様子でした。各事例の演習後のふり返りでは、情報の再確認や相談者への提案内容などについて意見交換が活発になされ、各グループとも真剣にロールプレイング演習に取り組んでいたことが印象的でした。

このたびの研修会に参加した会員においては、相続手続き、遺言書作成支援や成年後見制度についての理解が進んだものと思います。また、相談対応ロールプレイング演習では、実践的なスキルを学べたのではないでしょうか。ぜひ、これからのご自身の業務に活用してください。

私法部では、今後も会員の業務に役立つ研修会を開催していきますので、よろしくお願いいたします。

以上

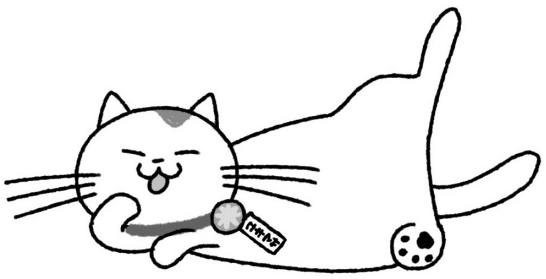

埼玉県立川越西高等学校での法教育授業の見学

私法部　小林　幸弓

日　時　令和７年１月23日㈭
　　午後１時25分～３時15分
場　所　埼玉県立川越西高等学校
講　師　日本行政書士会連合会　法教育推進委員会副委員長　山賀　良彦　氏（東京都行政書士会）
内　容　成年年齢引き下げについて

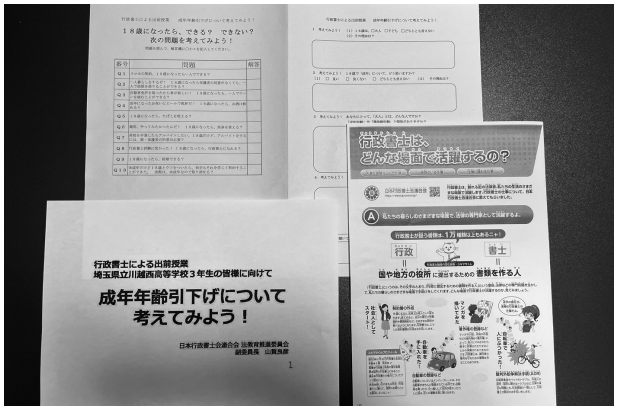

昨年に引き続き、東京都行政書士会・埼玉県行政書士会の合同開催による「成年年齢引き下げについて」をテーマとした出前授業が行われました。

本法教育推進事業について私法部として調査及び研究の為、参加して参りました。対象となったのは、埼玉県立川越西高等学校３年生９クラス生徒数約350人です。講師及びスタッフとして、東京都行政書士会・埼玉県行政書士会会員のほか、日本行政書士会連合会法教育推進委員会の委員らが全国各地から参加しました。

授業は午後の５時間目・６時間目を使って行われました。５時間目は、日行連法教育推進委員会副委員長である山賀良彦会員が、放送室より「成年年齢引き下げについて考えてみよう！」をテーマにクイズやワークシートを使った講話を一斉配信しました。クイズは、18歳になったらできる、できないを○×で答える形式で、契約についての知識を深める内容になっており、契約及び未成年者取消権についての解説がありました。ワークシートには成年年齢引き下げについての意識、講話を聞いて自分に伝えたいことなどを記入してもらいました。ワークシートに記入された内容を見ると、18歳はまだ子どもだと感じている生徒が多く、自分に対して伝えたいことの欄には契約への注意喚起が多かったように感じます。

続く６時間目では、契約等で困ったときの相談窓口の紹介、身近な法や手続きを知ることの大切さ、困ったときは行政書士に相談することなどをお伝えしました。その後、各クラスに２～３名ずつ割り振られた行政書士より、行政書士業務についての紹介や質疑応答で生徒の皆さんと交流し、終了となりました。

進学・就職などで人生の岐路に立つ生徒の皆さんにとって、成年になることや法律が身近にあること、その大切さに気付く機会になれば幸いです。

愛知県行政書士会私法部でも専門学校生向けの出前授業を行っていますが、他の単位会の活動も参考にしながら、生徒向けの法教育の場が今後広がっていけばと思います。

ちょっとひと息　「相続人申告登記について」

Q 相続人申告登記とは何ですか？

A 相続登記の義務を履行するための簡易な方法として新設された制度であり、令和６年４月１日からスタートしています。

自らが登記簿上の所有者の相続人であること等を期限内（３年以内）に登記官に申し出ることで、義務を履行できる制度で、特定の相続人が単独で申し出ることができます（他の相続人の分も含めた代理申出も可）。

もっとも、遺産分割がされた後にこれに基づく登記をする義務を相続人申告登記によって履行することはできないことや、不動産についての権利関係を公示するものではなく、相続した不動産を売却したり、抵当権の設定をしたりするような場合には相続登記をする必要があることに留意が必要です。

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するＱ＆Ａ」より

犯罪による収益の移転防止に関する法律に係る研修会

法人経営部　吉口　孝司

日　時　令和７年１月28日㈫
　　午後２時～４時20分
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局
　　組織犯罪対策課職員
内　容　⑴　マネー・ロンダリング等の対策
　　⑵　真正な書類の作成について
参加者　51名

今回の研修会は、言葉だけでは何を意味するのか分からなかったが講師の説明で良く理解できた。

すなわちマネー・ロンダリング（資金洗浄）の事であった。

資金洗浄とは、不正取引で得た資金を預金入金等で合法的に偽装することである。

麻薬、犯罪、テロの資金を発生させない為、金融庁・警察庁等で取締りをしている。

単にマネー・ロンダリングと聞くと我々行政書士には縁遠いように感じるかもしれないが、近年では、ペーパーカンパニーの設立や許認可の取得を通して行政書士を含めた士業を利用しようとする動きも顕在化してきている。

我々行政書士は、令和６年４月より「疑わしい取引」に対して届出が義務化されており、業務遂行の過程において、収受した財産が犯罪収益ではないか、また、顧客が犯罪収益を隠匿しようとしているのではないかといった「疑い」をもった場合に、速やかに行政庁（都道府県知事）に届け出ることとされている（改正犯罪収益移転防止法８条）。心して業務にあたりたい。

所有者不明土地法・空き家等対策に関する研修会

土地利用部　石原　遥

日　時　令和７年２月12日㈬
　　午後２時～４時15分
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　⑴　国土交通省中部地方整備局用地部
　　用地企画課　職員
　　⑵　国土交通省中部地方整備局建政部
　　住宅整備課　職員
内　容　⑴　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（通称：所有者不明土地法）の概要について
　　⑵　空き家等対策について
参加者　103名

中部地方整備局のご担当者をお招きして、所有者不明土地及び空き家問題に関する研修会が行われました。

第一部は用地部用地企画課担当者様より、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法についてご講義いただきました。相続登記の未了等により土地の所有者が不明となり、公共事業や災害復旧ができないなどの弊害が出ております。そのため、所有者不明土地の発生予防とそれらの土地を利用・管理するための制度が制定されました。

このような制度のご説明と、所有者不明土地の管理や制度普及に実際に行政書士が関わった活動事例をご紹介いただきました。

第二部は建政部住宅整備課担当者様より、空き家等対策についてご講義いただきました。

空き家が放置されることにより、防災や防犯、衛生など多岐に渡る問題につながります。このため、管理不全の空き家とならないよう、空き家の活用拡大・管理の確保・特定空き家の除却等の三本柱で行われている対応についてお話いただきました。

最後には伊福副会長より、行政書士として遺言・相続に携わり所有者不明としないことを第一に、そして防災等、地域環境を守るという行政書士の社会的使命を果たすため本件に取り組んでほしいと締めくくられました。

令和６年度第２回 新入会員基礎研修会

法務部　杉浦　伸和

日　時　令和７年２月13日㈭
　　午前10時～午後５時
場　所　名古屋サンスカイルーム
出席者　80名

本年度の法務部第２回新入会員基礎研修会は名古屋サンスカイルームにて80名の新入会員の出席を頂き開催いたしました。

冒頭の竹田会長の挨拶の中で、愛知会の義務研修として入会５年未満の新入会員基礎研修と一般倫理研修があり、その義務研修をしっかり理解し業務を行うことの重要さと、行政書士法の遵守並びに法令違反に対する注意事項の説明がありました。

第一部は録画放映にて名古屋出入国在留管理局審査管理部門の佐藤勉統括審査官の「入管における行政書士の申請取次について」、愛知県警察本部生活安全部保安課営業係の金田哲志警部補による「公正な申請書類等の作成について」、愛知県総務局総務部法務文書課の広瀬雅彦課長補佐による「立入検査と懲戒について」を受講して頂きました。

第二部では政治連盟竹田会長より「政治連盟について」の中で、行政書士法の改正への取り組みの説明と行政書士法が議員立法としての成り立ちを踏まえ、会員一人ひとりが関心を持って政治活動に協力して欲しいとの要望がありました。

昼休憩後の後半は、法務部松葉部長による「倫理研修、会則について」の説明から始まり、総務部早川副会長「行政書士会の行事について」、経理部中村部長「会費支払いについて」、子安ADRセンター長「ADRについて」、公益社団法人コスモスあいちの増田支部長による「コスモスあいち」の具体的な事業内容の説明後、各業務部会の部長による部会紹介並びに業務内容の説明がありました。各部長からは新入会員に向けて自身の業務経験を踏まえた業務上留意する点などを丁寧に説明していただきました。途中休憩をはさみ新入会員にアンケート記入後、最後に子安副会長より修了証交付を行い、無事本研修会は終了致しました。

その後、名刺交換の時間を設け新入会員同士や各部長と積極的に名刺交換を行いながら業務内容について更に踏み込んだ質問があり、各部長が丁寧に説明する場面が見受けられました。

新入会員に於いては寒い会場ではありましたが、真剣に講義を聞いていただいたことに感謝し、講師を務めて頂いた先生方にもお礼を申し上げます。本研修会が今後実務を行う良い機会になれば幸いです。

ちょっとひと息 「相続人申告登記について」

Q どのような場合に相続人申告登記をすべきなのでしょうか？

A 相続人申告登記は、相続登記の義務の履行期限が迫っている場合などに、その義務を果たすために利用いただくことが想定されます。

相続した不動産を売却したり、抵当権の設定をしたりするような場合には、相続登記をする必要がありますので、できるだけ早めに相続人の間で遺産分割の話合いを行っていただき、その結果に基づく相続登記をしていただきますようお願いします。

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するＱ＆Ａ」より

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）に係る研修会

法人経営部　吉口　孝司

日　時　令和７年２月14日㈮
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　公正取引委員会事務総局
　　中部事務所取引課　職員
内　容　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について（法律上の定義、義務と禁止行為（取引の適正化、就業環境の整備）、違反行為への対応等）
参加者　64名

今回の研修会は、令和６年11月１日施行の特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス新法）の内容について、公正取引委員会職員の方をお招きし、注意点を詳しくご講義いただいた。

近年、働き方の多様化で個人であるフリーランス（特定受託事業者）と組織である発注事業者の力関係で報酬の不払いやハラスメントなどの様々なトラブルが発生している。

そこでフリーランス新法が出来たのである。

本法においてフリーランス（特定受託事業者）とは、個人であって従業員を使用しないか、法人であっても１人法人かつ従業員を使用しないものを指すが、行政書士も行政書士自身の環境及び契約書の作成等の業務内容次第では、フリーランス新法に関係する場合が想定され、法令遵守を心に決めて仕事をしたい。

雨水浸透阻害行為許可に関する研修会（実習編）

土地利用部　山本　真基

日　時　令和７年２月27日㈭
　　午後２時～４時45分
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　尾張支部　内山　克典会員
内　容　⑴　事前に募集したテーマ及び質問について意見交換等（座談会形式）
　　⑵　事例に基づいた計算手順について（計算ソフトを使用した実習形式）
　　⑶　対策施設の設計計画について（講義形式）
参加者　27名

今回の研修は雨水浸透阻害行為許可に関する座談会形式の研修会でした。事前に集まった質問事項について講師の内山会員はじめ、参加者が活発に意見交換をし、より知識を深めることができる機会となりました。また、実際の計算ソフトを用いた実習では、内山会員の丁寧な指導にあわせて、順を追ってソフトを操作することで、業務に精通する会員も、初めてソフトを使用した会員においても非常に有意義な研修会となりました。

行政書士スタートアップセミナー

広報部　貝田　和美

日　時　令和７年２月15日㈯
　　午後１時～４時30分
場　所　名古屋サンスカイルーム　Ａ室
参加者　136名

「行政書士スタートアップセミナー」が今年も開催されました。行政書士で開業・独立をしたい方、資格取得のために勉強をしている方などこれから行政書士になる方々を対象に、もっと行政書士という仕事を知ってもらおうというセミナーです。昨年と同様に、現役の行政書士会会員が登壇し、仕事内容など生の声を聴いていただく内容でした。

当日は100人を超える申込者が次々と来場しました。早い方は開会の１時間前には来場し、前の方の席から埋まり、参加者のやる気を感じる中、野崎広報部長による開会の辞と竹田会長の挨拶でスタートしました。

まずは会員代表講演として、昭和支部の千田久人会員がこれまでの経験を踏まえた行政書士業務の魅力を話されました。続いての新人会員インタビューでは、西北支部の小林優子会員が行政書士を目指したきっかけや、開業して実際に取組んだ事などの具体的な事例の話をされました。ベテラン会員と新入会員の経験に基づく話を、参加者の方々は興味深く聴いていました。

休憩を挟み、後半では、幅広い行政書士業務の中から建設環境業務・運輸交通業務・私法業務から各業務に精通した会員が各業務の具体的な内容を話されました。建設環境部から立松智美次長、運輸交通部から岩崎智也常務理事、私法部から内藤広子副会長が登壇し、それぞれの業務内容や今後の展望、業務の魅力、依頼者とのエピソードなどを話され、少し笑いの混じる和やかな雰囲気で進みました。

その後、総務部の早川忠副会長から行政書士登録について楽しく説明いただき、閉会しました。

いずれのコーナーでも質疑応答では、業務の覚え方や顧客の獲得、また女性の働き方など活発な質問をいただきました。

今回は、閉会後に参加者交流時間を設けたため、参加者が登壇した会員にセミナー中に聞けなかった質問をしたり、参加者同士が話をしたりと、時間ギリギリまで参加者の方々が活発に動かれているのが印象的でした。将来的に開業を考えている方が多く、具体的で良かった、イメージができたなどの声も聞かれ、参加者の方々には良い機会となったと感じました。

ちょっとひと息　「相続人申告登記について」

Q 相続人申告登記は、相続人のうちの誰か一人がすればよいのでしょうか？

A 相続人申告登記は、申出をした相続人についてのみ、相続登記の義務を履行したものとみなされます。
相続人の全員が義務を履行したとみなされるには、相続人全員がそれぞれ申出をする必要があります。
なお、複数の相続人が連名で申出書を作成することで、複数人分の申出をまとめてすることもできます。

出典：法務省HP「相続登記の申請義務化に関するＱ＆Ａ」より

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関する研修会

土地利用部　浅井　勝己

日　時　令和７年３月４日㈫
　　午後２時～４時15分
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課
　　盛土対策室　主任　吉田　拓矢様
内　容　愛知県における盛土規制法の運用について
参加者　76名

定刻になり、勝田部長の開会のことばの後、伊福副会長の挨拶があり、続いて河本次長から講師の紹介がなされ、その後講義が始まりました。

今回の研修会は、５月９日から運用が開始されることから開催されましたが、まだ運用の準備が進められているとのことで、現時点での内容に基づいて行われました。

法の目的や概要などの説明の後、宅地造成等規制法との比較の中で、愛知県の全域が規制区域になる旨の説明がありました。その後、規制対象となる盛土等の規模や、どのような手続が必要になるか、またどのような工事が許可を要しないかなどの説明がなされました。

次に、工事の流れや許可申請の流れの説明の後、許可基準や工事の着手後から完了までの間に必要となる手続等の説明がありました。最後に盛土規制法と都市計画法の関係の説明がなされました。

今回の研修は、運用が間もなく始まる盛土規制法の内容をわかりやすく説明していただきました。最新情報はウェブページに掲載されるとのことでしたので、そちらも確認が必要になると思われます。

不当要求防止責任者講習

愛知県暴力団等排除対策協議会　議長　伊福　泰則

日　時　令和７年３月12日㈬
　　午後１時20分～４時30分
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター　職員
　　愛知県警察本部刑事部　職員
参加者　33名

芳賀副議長（司会）の開会のことば、竹田会長挨拶、伊福議長挨拶、講師紹介、諸事連絡の後に第１部として、公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター（以下暴追センターといいます）職員を講師に、⑴責任者講習の意義、目的、法的根拠について、⑵暴対法、県排除条例の解説を講義頂き、第２部として愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課職員を講師に、⑴暴力団の現状、⑵暴力団の動向、⑶暴力団の取り締まり状況について解説頂きました。休憩を挟んだ第３部は、暴追センター職員を講師に、⑴反社会的勢力、⑵暴力団等反社会的勢力の排除、⑶平素からの反社会的勢力対策、⑷不当要求に対する対応方法について解説頂きました。第４部は「選択～暴排に向けて～」暴力団等によるクレーム対応要領についてのビデオを鑑賞し、芳賀副議長（司会）の閉会のことばにて本講習は閉会致しました。閉会後に参加者全員に対し修了証が交付され、希望者にはパネルの販売がなされました。昨今は、暴力団等がバックについた匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）による、特殊詐欺、闇バイトなどが蔓延っていますので、より一層気をつけて業務に勤しんで参りたいと存じます。また、会員の皆さまにおかれましては、お客様等とのやり取りで違和感を覚えたり、お困りのこと等がございましたら、先輩会員、支部長などの支部役員、本会役員、暴追センター、警察等に速やかに相談等して下さい！けっして一人では悩まないようにして下さい！

災害復興支援員養成講座（第二回）

新事業推進本部　早川　忠

日　時　令和７月２月28日㈮
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　人と動物の共生センター
　　理事長　奥田　順之様
参加者　58名

本講座は、災害時に行政機関からの要請に応じ、被災者一人ひとりの復興を支援するための相談や行政手続きに協力できるよう知識を習得し、研鑽を積むことを目的としています。第２回目となる今回は、「人とペットの災害対策－防災減災と被災対応にどう向き合うか？－」をテーマに、NPO法人・人と動物の共生センター理事長であり、獣医行動診療科認定医の奥田順之様を講師に迎え、研修を行っていただきました。

まずは、災害が起きる前にやっておくべきこと、例えば、ペットと共に在宅避難できる建物等を用意したり、ペットを連れての避難に備えるなどの減災の準備についてお話しがあり、動物避難所の開設など地域ぐるみの避難準備については全国的な組織作りがされている等の紹介がありました。

後半では、能登半島地震を例に、行政書士としてできることに焦点を合わせ、被災者からのペットに関する相談に対応するのはもちろんのこと、避難所等への同行避難・ペットの一時預かり・仮設住宅での対策など、行政と連携した対応が求められる場面も多くなるなどのお話しがありました。

最後に、飼主の役割として、被災したときに備え日頃からペット同行避難に向けた取組が必要であり、知らない場所で緊張して吠えたり唸ったりしないように慣らしていくこと、また、大人数いる場所でもキャリーに入ることができるように訓練しておく等の指摘があり、行政書士が関わる相談窓口等では日頃からその啓発が必要であると感じました。

実際に被災地での体験をもとにした奥田獣医師ならではの深い内容の講義を聞くことができ、大変貴重な時間となりました。災害復興支援員養成講座は第三回へと続きます。被災者に寄り添い、支援ができるよう、皆さんも是非継続して受講していただきたくお願いいたします。

ちょっとひと息　「マイナンバー制度について（総論）」

Q マイナンバー制度導入による具体的なメリットは何ですか。

A マイナンバーのメリットは、大きく３つあります。

１つめは、行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられることです。

２つめは、社会保障・税などに関する行政の手続で添付書類が削減されることやマイナポータルを通じたお知らせサービスなどによる国民の利便性の向上です。

３つめは、所得をこれまでより正確に把握することで、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現することです。

さらに、マイナンバーカードやマイナポータルはマイナンバーそのものを使わない利活用が可能であり、民間活用を含め、デジタル社会の重要な基盤として、最大限活用していくこととしています。

出典：デジタル庁「よくある質問」より

公証人と行政書士による「遺言･相続　無料相談会」

広報部　貝田　和美

日　時　令和７月３月15日㈯
　　午後１時30分～４時30分
場　所　栄ガスビル５階　キングルーム

愛知県行政書士会主催の「公証人と行政書士による遺言・相続無料相談会」が栄ガスビルにて行われました。葵・名古屋駅前・熱田の公証役場から公証人６名、また、愛知県行政書士会から相談員６名が参加し、６つのブースを設置して15組の相談に対応しました。

小雨の降る足元の悪い中でしたが、ご高齢の方、高齢の親と同伴でお越しになる方、予約なしの飛び込みの方もおられました。

主に相続手続や遺言作成についての相談が多く、各相談者は実際に発生している相続の手続のこと、高齢の親や独り身の兄弟の遺言作成のこと等を熱心に相談されていました。帰り際、お願いしたアンケートを受け取る際に相談者の方々にお声がけしたところ、「今日は来てよかった。」「どうすれば良いかの道筋が見えた。」「とても丁寧に教えてもらえて、よく分かった。」という様にとても好意的にお話しいただきました。少しばかり清々しくなった相談者の方々を見て、それぞれの抱える困りごとを少しでも軽減できたのではないかと感じました。

普段お世話になることも多い公証人の方々と協力して相談会を開催し、交流を持つことも意義あることと思います。

令和６年度特定行政書士実務研修会

特定行政書士委員会　磯部　千恵

日　時　令和７年１月31日㈮
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
　　（オンライン配信）
講　師　特定行政書士委員会
　　松葉　豪委員長
　　岩崎　智也副委員長
　　中村　美帆子委員
内　容　行政不服審査法事務取扱ガイドラインの解説と基本手続について
参加者　31名（ライブ視聴者含む）

特定行政書士委員会第二弾の研修会は、「行政不服審査法事務取扱ガイドラインの解説と基本手続について」というテーマで、審査請求に係る大まかな事務手続の流れを理解していただくことを目的として開催しました。第一部を松葉委員長、第二部を岩崎副委員長、第三部を中村委員が担当し、審査請求の提出から受付および形式審査、意見陳述手続、審査および裁決までを説明しました。時折様式編も参照しながら行われ、参加した会員にとっては、より実務がイメージしやすかったのではないかと思います。

行政不服審査法事務取扱ガイドラインは、行政不服審査法に基づく不服申立ての手続や運用に関する具体的な指針を示したもので、総務省のホームページからダウンロードできます。我々行政書士がこのガイドラインを活用することで、より効率的かつ正確に不服申立て手続を進めることができ、国民の権利利益の救済に寄与することが期待されます。

デジタル庁職員による「jGrants（Ｊグランツ）代理申請体験会」

デジタル推進本部　河口　秀夫

日　時　令和７年３月６日㈭
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　デジタル庁　国民向けサービスグループ
　　Ｊグランツ担当　加藤　智弥様
内　容　デジタル庁が設定した架空の補助金について、jGrantsデモシステムを使用し代理申請を行う。
参加者　17名

今回の研修会では、国・自治体の補助金に係る電子申請サイト「Ｊグランツ（jGrants)）」の代理申請の体験を、デジタル庁Ｊグランツご担当の加藤様のオンラインによる指導に基づき実施いたしました。

Ｊグランツは、デジタル庁が運営している事業者向けの電子行政サービス共通認証システム「ＧビスID」を申請者認証に用いています。なおＧビズIDでは、行政書士等による「代理申請」を行う際の「委任・受任契約手続」をシステム上で実施・確認するシステムが導入されており、建設業許可電子申請など、一部の行政手続で運用されています。

2025年からＪグランツでもＧビズIDの代理申請システムが採用され、３月に代理申請練習用サイトが公開されたことから、今回、本練習用サイトを用いた体験会を開催いたしました。

当日は、講師の説明・指導に基づき、参加者が２名ずつペアとなり、登録済みの各自のＧビズID（プライム）によりログインし、委任する事業者役と受任する行政書士役としての代理申請操作を交互に体験するとともに、質疑応答により理解を深めました。参加者から「わかりやすかった」との感想も多数頂きました。

なお、ＪグランツとしてはＧビズIDの代理申請手続を採用していますが、Ｊグランツに登録している各補助金はそれぞれ独自に本代理申請手続の採用有無を判断し、本代理申請手続が可能な補助金については補助金名欄に「代理申請可」と表示されていますので、申請時は注意が必要です。

最後に、政府は行政サービスのデジタル化を国の重要課題として推進しており、各行政書士が電子行政サービスを積極的に活用し、もってデジタル社会の一層の推進に寄与することが期待されていると思います。

ちょっとひと息 「マイナンバー制度について（総論）」

Q マイナンバー制度導入前後では何が変わったのですか。

A マイナンバー制度導入前は、例えば、福祉サービスや社会保険料の減免などの対象かどうかを確認するため、国の行政機関や地方公共団体などの間で情報のやりとりがありました。しかし、それぞれの機関内では、住民票コード、基礎年金番号、医療保険被保険者番号など、それぞれの番号で個人の情報を管理しているため、機関をまたいだ情報のやりとりでは、氏名、住所などでの個人の特定に時間と労力を費やしていました。

社会保障制度、税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた行政手続に分野横断的な共通の番号を導入することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能になります。これにより、国民の利便性の向上、行政の効率化、さらに公平・公正な社会を実現します。

出典：デジタル庁「よくある質問」より

特定行政書士ブラッシュアップ研修会

特定行政書士委員会　磯部　千恵

日　時　令和７年２月25日㈫
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　名城大学　法学部　教授　北見　宏介様
内　容　第一部　事後審査の視点と事前行政手続
　　第二部　事例を通じて考える行政手続
出席者　24名（会館のみ）

昨年に引き続き、名城大学法学部教授の北見宏介様を講師にお招きし、特定行政書士ブラッシュアップ研修会を開催いたしました。

第一部では、「事後審査の視点と事前行政手続」として、行政不服審査制度や行政活動の全体像などについて、条文や判例を交え、分かりやすくご講義いただきました。

第二部では、「事例を通じて考える行政手続」として、ディスカッション形式で行われ、砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件の事例について検討しました。特定行政書士として、県にどのような違法があると考えるか、また、不服申立において、どのような根拠によりどのような主張を行うかについて、積極的に意見が出されました。

本研修会は、昨年まで私法部が開催していましたが、今年度新設された特定行政書士委員会が引き継ぐ形で開催いたしました。特定行政書士委員会としては、今後も有益な研修会を開催していきたいと思っております。特定行政書士考査に合格はしたものの、なんとなくそのままになっている方もいらっしゃると思いますが、本研修会をきっかけに更に知識を深めていただき、普段の業務にもお役立ていただければ幸いです。

行政書士業務に関する測量についての研修会

土地利用部　石原　遥

日　時　令和７年３月18日㈫
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　土地利用部　山本　真基　部員
内　容　土地利用業務で必要となる測量についての初級者向け基礎知識
参加者　62名

土地家屋調査士でもある土地利用部の山本真基会員が講師となり、測量に関する研修会が行われました。

開発許可や農地転用などの様々な申請で図面の提出が求められます。土地家屋調査士や建築士などに任せることも多いですが、やはり自分で図面を引ける人が増えてほしいという声を受けて開催されました。

前半は測量の基礎についてお話いただきました。測量というと機械をのぞき込んで、CADで線を引いて…という印象が強いと思いますが、その前段階である資料調査の重要性とそれらの資料の種類や信頼性についてのお話から始まりました。そして測量の基礎知識として境界測量と現況測量の別、それぞれの測量において測るべきものは何かということを申請の実務と絡めながらご説明下さいました。

講義の後半では、測量を依頼する場合についての留意点などについてお話いただきました。また、更にケーススタディとして建物を建てるために確定測量・分筆・建築許可・農地転用を行った事例を取り上げて、工程表や図面に沿ってご説明下さいました。

全体を通して実際の図面を挙げながら、図面に記載すべき事項や気を付けるべき点、さらに図面の読み方についても触れながら、とても分かりやすいお話をいただきました。

質疑応答も大変盛り上がりました。なかなか聞くことのできない内容もあり、一同集中して聞き入って、あっという間の二時間となりました。

メディアも扱う（？）行政法
第8回　注目事件の注目される理由

名城大学法学部教授　北見　宏介

新聞等のニュースメディアに相当に依拠している本連載であるが、ある地方の新聞社からの取材依頼を受けた。北見の論文をインターネット上で見つけたことによるらしい。自身がこの連載で行っている作業と重なり合う。同じ作業を行いながらニュースメディアに片面的にお世話になるばかりでもよくないだろう。取材をお受けすることにした。

今回も、取材を経て表に出ることになった記事を、お手軽にネタにさせてもらうことに改めて感謝の念を抱きつつ、以下を取り上げることにしよう。

■2025年３月４日　UHB北海道ニュース
「早く許可を出せ。都市計画法と旅館業法は関係ないだろ。法律に書いてあるのか」＂日本一危険な動物園＂ノースサファリサッポロ―札幌市保健所に宿泊施設の許可を迫る

飼育小屋など156棟の建物を無許可で建て、違法状態のまま営業を続けていてる〔ママ〕「ノースサファリサッポロ」。札幌市によりますと、新しい宿泊施設の許可をめぐり、2024年に「早く許可を出せ」などと札幌市保健所に迫っていたことが分かりました。

園内に無許可で建てた156棟の違法建築物が問題になっている札幌市南区の民間の動物園、「ノースサファリサッポロ」

園内の「アニマルグランピング」と呼ばれる動物とともに宿泊できる施設をめぐり、“ノースサファリ”が2024年８月から９月にかけて札幌市保健所に「早く許可を出せ」などと強く迫っていたことが札幌市への取材で新たに分かりました。

当時、保健所は札幌市が違法建築物の撤去を求めていたことから、“ノースサファリ”に許可に向けたハードルが高いことを10回以上にわたって説明。

それでも“ノースサファリ”は「都市計画法と旅館業法は関係ないだろ」「（別の違法行為があると旅館業の許可を出せないと）法律に書いてあるのか」などと迫りました。

その後、“ノースサファリ”が許可申請を出したため保健所は10月25日に許可を出しました。

保健所は「申請書が出たら、適切な施設であれば法律に戻〔ママ〕づいて、許可しなくてはならない」としています。

◆注目される行政法の事件

事件は道内ではかなりの（また全国的にも一定の）注目を集めているようである。各報道機関のウェブページでも例外なく関連記事が掲載されている。どの記事も使えるが、今回は、見出しが執筆の上で非常に便利な道内テレビ局の記事を用いることとした。別の記事も合わせると、この事業者は、札幌市の市街化調整区域内において、開発許可（都市計画法29条）を受けることなく建築物を建設して動物園を営業しており、およそ20年にわたり、17回の行政指導を無視していた。他にも、動物取扱業の届出等も怠っていたことなどが報道されている。どこを切り出しても講義で使える、格好の行政法ネタである。

◆行政権限と「法律に書いてある」こと

行政が権限を行使する場合には、そのことが法律・条例に規定されていなければならない。法律による行政の原理における、いわゆる「法律の留保」論である。そして、この行政権限の根拠規定においては、その権限行使が、いかなる条件が満たされた場合に可能であるのか、ということとともに書かれることが通例である。「法律の留保」論のどの説においても、要件が充足された場合（のみ）に、権限を行使することができるという点では異論はない（「法律の優位」論で述べられることでもあるが）。

したがって、「法律上の権限行使の要件は満たしていないけど、あなた悪い人だから」という理由、理屈で権限行使されることは許されない。

これは、許認可制度が用意をされている場合も同様である。要件充足時には許可すべきことが法律・条例に書かれているのであれば、許認可を拒否する権限行使を行うことは許されない。

◆旅館業法に「書いてある」こと

この事件で事業者が求めていたのは、旅館業の許可である。旅館業法３条１項では、旅館営業に都道府県知事の許可が必要と定め、同条２項において許可の基準が規定されている。ここでは、「その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するとき」に、都道府県知事が「同項の許可を与えないことができる」旨を規定している。

記事では、都道府県知事ではなく「札幌市保健所」に許可を迫ったとされているが、これは、札幌市が保健所設置市であり、札幌市長が都道府県知事の権限を有することとされ、この市長の権限が保健所長に委任されていることが背景にある。また、「許可を与えないことができる」という規定となっているが、これは行政裁量を認める趣旨の規定ではなく、補足をするなら、許可がなされることが原則とされつつも基準不適合の場合には、「許可を与えない《という営業の自由の制約をする》ことができる」ことを認める規定と読むことになるだろう。

◆「都市計画法と旅館業法は関係ない」か？

この旅館業法３条２項の許可基準には、施設の構造設備、学校や児童福祉施設等との関係での設置場所のほか、許可取消歴、暴力団員等の介在に係る事項が規定されている。しかし、都市計画法の違反状況や、それを包摂しうるものとして読むことができるような基準が規定されているわけではない。

都市計画法に違反する「悪い人だから」という理由で許認可を拒否する権限行使をすることは難しく、この点では、事件での事業者が許可を迫る理屈にも、こと法制度のミクロな観点のみに基づけば、合理性が認められるように思われる。

なお、有名なホテルチェーンでの法違反に起因して、厚生労働省は「旅館業の営業許可にあたっては、当該営業許可申請書を受理後すみやかに建築関係部局等にも連絡し、……検査済証の写しの送付を受けた後に処理するものとし、検査済証の写しの送付を受けるまでの間は、旅館業の営業許可は差し控えるものとされたいこと」を各所に通知している（厚生労働省健康局生活衛生課長通知「旅館業における関係法令の遵守について」（平成18年２月23日・健衛発第0223001号））。しかし、この通知は当然、「法」ではなく、ここでの取扱いが適法とされうるロジックはいかなるものか、通知自体からは不明確である。

◆「○○法と△△法は関係ない」？

法律・条例による権限がリンクされる制度はいくつもある。自動車税の納付と車検を結びつける制度は「権限の融合」の例として挙げられ、法律で規定が置かれる。もっとも、許認可に関する規定に他法令のことが「書いて」なかった場合でも、常に「関係ない」とは限らない。有名な例としては、環境影響評価法の横断条項（32条等）がある。これは、各法律で定められた許認可の基準を満たしていても、環境影響評価の判断をもとに、免許を与えないことができることを規定するものである。各法律の規定に、このことが書かれているわけではない。また、今回の旅館業法とは異なり、行政裁量が認められる場合においては、審査基準で他法令の遵守状況を考慮に入れることもあり得る。この場合も、「法律に」は書かれずとも、「関係ない」とはいえない。

◆注目事件をもたらした要因

今回の報道に係る事象をめぐっては、法「制度」の不備の指摘もあるが、自身はこの見解には直ちには賛同しかねる。都市計画法上の権限行使が適正になされれば、業許可がなされても、実質的には問題は生じないと目されるからである。制度的には行政権限を融合させる必要もない。むしろ問題は、注目を向けられてこなかった、事件までの経緯と、そこにおける行政権限の（不行使という）あり方にこそ存在すると考える。そして、本来注目を向けておくべきなのは、行政の権限行使または不行使、さらにはその主体である行政組織の、日々の姿のはずである。

今年も特定行政書士法定研修の申し込みが始まっています。特定行政書士資格取得希望の方はお早めに申し込みをお願いいたします。

本会でも昨年より特定行政書士制度の充実拡大、そしてその能力向上を目的に特定行政書士委員会が設置されました。委員会では各自治体の審理員や審査委員へ特定行政書士を登用するよう要望するなどその活躍の場を広げる活動や、特定行政書士向けの研修会の開催回数を増やすなどの活動を行っております。

特定行政書士である会員の数も昨年の研修修了者をもって300人に達しました。

今後もその活躍の場が広がっていくと見込まれる特定行政書士資格をぜひ取得しましょう。

あなたの「困ったな」教えてください！
総務省の行政相談

総務省中部管区行政評価局
行政相談課　特別相談係長　橋本定佳

行政相談とはこのような仕組みです

総務省の行政相談は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

総務省の行政相談は、役所の仕事や手続、サービスに関するお困りごとについて、ご相談いただけます。

医療保険・年金	国民年金や厚生年金保険の被保険者の資格条件や受給額について教えてほしい。
雇用	労働条件を改善するよう会社を指導してほしい。
道路	国道に危険箇所があるので、早く改修してほしい。
社会福祉	生活保護の受給資格について教えてほしい。
交通機関	バス停に路線図を掲示してほしい。
相談窓口	手続や申請をどこにしたらよいか分からないので教えてほしい。

相談は、電話、メール、来訪など、様々な方法で受け付けています。

また、地域の身近な相談相手として、行政相談委員が役所や公民館などで、定期的に相談所を開設しています。行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人、愛知県に185人（各市区町村に1人以上）が配置されています。委員の中には、普段は行政書士としてご活躍されながら行政相談委員を兼任されている方もいらっしゃいます。

（意見交換会の様子）

また、当局では、国の機関、市町村、関係団体等が一堂に集まって、ワンストップで相談に対応する「一日合同行政相談所」（毎年行政相談月間に併せ 9 月・10 月に開催）や「くらしの行政・法律相談所」（今年 3 月まで昭和区にて開催）などを開設しています。開設に当たっては、貴会からも多大なご協力をいただき、毎回、相談対応者の方を派遣いただいております。本誌面をお借りして、改めて御礼申し上げます。

令和６年能登半島地震における特別行政相談活動

昨年１月１日に発生した令和６年能登半島地震において、被災者の方を支援するため、
①被災者への支援制度や相談窓口をまとめた「生活支援窓口案内ガイドブック」の作成・配布
②被災者から幅広く相談を受け付ける「災害専用フリーダイヤル」での相談受付
③市町村、各種団体等と連携し、被災者からの相談に対応する「特別行政相談所」の開設
など、きめ細かな相談対応に取り組んでいます。

特に、特別行政相談所においては、石川県行政書士会のご協力もいただき、令和７年２月末時点で、延べ 120 か所で相談所を開設し、フリーダイヤル含め、計約5,000件の相談を受け付けました。被災者からの相談を端緒とした改善例について、一例をご紹介します。

行政相談による改善事例

避難先市区町村においてマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の再設定ができるようにしてほしい

マイナポータル上で罹災証明の申請を行おうとしたところ、暗証番号を規定数以上間違ったためロック状態になってしまった。再設定には住民票のある市町窓口に出向く必要があるが、高齢の母が出向くことは困難であり、避難先の市町村でも、再設定をできるようにしてほしい。

自治行政局に改善に向けた検討を依頼。その結果、珠洲市・輪島市・能登町など多くの方が市町外に避難している石川県内の13市町の住民の方を対象に、特例的に避難先の市町村の窓口において電子証明書の暗証番号の再設定ができるよう見直しが行われた。

愛知県においても、南海トラフ地震が発生した場合、甚大な被害がもたらされる可能性が指摘されています。当局と致しましても、万が一大規模災害が発生した際に、迅速に、被災者の方への支援を実施できるよう、平時から貴会始め関係機関との連携強化を推進しているところです。

皆さまの声・ご意見をお伺いにまいります！

現在、当局では、相談窓口を飛び出し、皆さまのもとへ出向き、皆さまのご意見・ご相談を伺う取り組みを実施しているところであり、貴会広報部の方と意見交換を重ねております。各支部で開催されている定時総会や研修会において、当局の行政相談制度を説明させていただくとともに、国などの行政に対するご意見等をお伺いする機会をいただけますと大変幸いです。行政書士の皆さまは、日頃から行政に関わる業務を専業とされていることから、お気軽にご意見をお寄せいただければと思っております。

ご相談はこちらの窓口へ

電話　全国共通番号　0570-090110
※ NTTコミュニケーションズ株式会社が定める通話料がかかります。

メール　メールフォームからのご相談にも対応しています。
詳しくはHPをご覧ください。

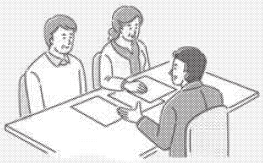

来訪　中部管区行政評価局
名古屋市中区三の丸2-5-1　名古屋合同庁舎第2号館4階
名古屋市営地下鉄名城線「名古屋城駅」5番出口から徒歩3分

行政相談委員　地域ごとの行政相談開催日、
開催場所などの詳細はHPをご覧ください。

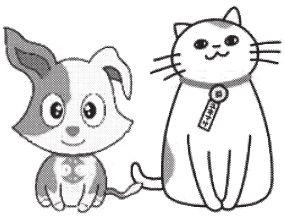

行政相談
マスコット
キクーン

日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

絶賛発売中！

「建設業法と建設業許可」第３版
行政書士による実務と解説

☑ 日本行政書士会連合会　建設環境部門の実務専門家が執筆しました！
☑ 建設業手続きに関わる行政書士としてあるべき姿を問いかける内容になっています。
ぜひ日頃の業務の道標として手にとってください！

【内容紹介】――――――――――――
建設業関係業務に携わる実務専門家による法令、契約の知識が満載です。図も大幅追加で更にわかりやすい。建設業法令和６年改正に対応。

著　者　日本行政書士会連合会
出版社　日本評論社
発売日　令和７年２月４日発売
価　格　3,520 円（税込）

【目次】――――――――――――――
第１章　建設業許可制度
特別編　建設業許可業者が作成する財務諸表の意義
第２章　経営業務管理責任体制
第３章　営業所技術者
（営業所専任技術者）
第４章　承継認可制度
第５章　技術者制度と施工技術の確保
特別編　出向社員の特例整理
特別編　建設キャリアアップシステム（CCUS）の動き
第６章　請負契約

※Amazon、日本評論社　等から
購入できます。

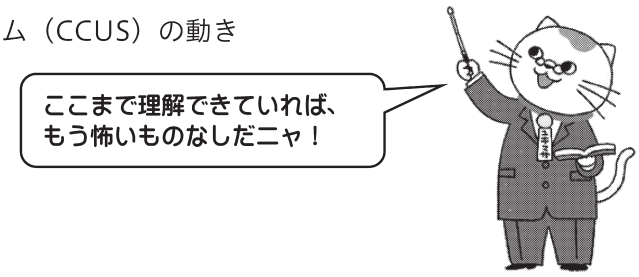

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。事務局（TEL：052-931-4068）までご連絡ください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和７年３月24日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28．2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	×
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○
3		663	R 6．7.31	メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会（私法部と合同）	○	○
4		695	R 6.12.13	行政書士法及び行政書士法施行規則についての研修会	○	○
5	(総務部)※1デジタル推進本部	672	R 6.10.15	行政書士として必要なセキュリティなどの知識に関する研修会	○	○
6		678	R 6.10.31	愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な使い方に関する研修会	○	○
7	(総務部)※1新事業推進本部	704	R 7．2.28	災害復興支援員養成講座（第二回）	○	○
8	建設環境部	607	R 4．2．7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	×
9		620	R 4．9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	×
10		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	×
11		627	R 5．1.25	建設業関係業務履修講座	○	×
12		638	R 5．8.30	建設環境部業務研修会	○	×
13		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○
14		652	R 6．1.17	テーマ別建設業実務研修会（第２回）	○	○
15		653	R 6．1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
16		668	R 6．8.27	建設環境部業務研修会	○	×
17		683	R 6．9.18	テーマ別建設業実務研修会（第３回）	○	○
18		684	R 6.10.29	テーマ別建設業実務研修会（第４回）	○	○
19		685	R 6.11.18	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
20		693	R 6.12．3	建設環境部業務研修会	○	○
21		694	R 7．1.23	建設業関係業務履修講座	○	○
22		697	R 7．1.30	テーマ別建設業実務研修会（第５回）	○	○
23		706	R 7．3.17	建設環境部業務研修会	○	○
24	運輸交通部	551	H29．1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	×
25		595	R 3.10．4	運輸交通部初心者向け研修会	○	×
26		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	×
27		615	R 4．8．1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	×
28		624	R 4.12．1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	×
29		634	R 5．4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
30		641	R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○
31		643	R 5.11．2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○
32		647	R 5.12．4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
33		661	R 6．7.22	封印委託制度改正に関する説明会	○	○
34		666	R 6．8．5	一般貨物自動車運送事業の経営許可に関する研修会	○	○
35		669	R 6．9．2	愛知県行政書士会封印管理委員会指定研修会	○	○
36		689	R 6.12．4	ドローンの申請業務に関する研修会	○	○
37		690	R 6.12.18	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
38	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	×
39		510	H27．2.18	はじめての国際法２	○	×

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
40	国際部	526	H28．3．7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	×
41		528	H28．4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	×
42		547	H31．2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	×
43		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	×
44		563	R 2．1.22	国際・私法部業務研修会	○	×
45		562	R 2．2.28	特定技能に関する研修会	○	×
46		578	R 2.12．3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	×
47		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	×
48		611	R 4．6．9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	×
49		618	R 4．9．8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	×
50		625	R 4.12．9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	×
51		664	R 6．8．1	初心者向け国際業務研修会	○	○
52		670	R 6．9．9	あいちスタートアップビザの申請に関する研修会	○	○
53	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	×
54		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
55		609	R 4．2.22	農地法第４条５条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	×
56		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	×
57		628	R 5．1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	×
58		630	R 5．2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	×
59		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○
60		644	R 5.11．6	都市計画法に関する研修会	○	○
61		649	R 5.12．8	農地法（第３条、４条、５条許可等）に関する研修会	○	○
62		658	R 6．3.14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○
63		665	R 6．8．2	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
64		688	R 6.11.29	農地法・都市計画法に関する研修会	○	○
65		691	R 6.12.19	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会（実践編）	○	○
66		710	R 7．3.18	行政書士業務に関する測量についての研修会	○	○
67	法人経営部	425	H24．6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	×
68		445	H24．9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	×
69		511	H27．2.12	医療法人の設立について	○	×
70		540	H30．2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	×
71		541	H30．3.16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	×
72		564	R 2．2.10	HACCP研修会	○	×
73		584	R 3．3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	×
74		585	R 3．5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
75		590	R 3．8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	×
76		605	R 4．1.28	著作権に関する研修会	○	○
77		617	R 4．8.30	薬機法に関する研修会	○	○
78		637	R 5．7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○
79		662	R 6．7.29	補助金申請業務に係る基礎研修会	○	○
80		680	R 6.10.22	風営法の基礎及び風俗営業許可・届出申請に係る研修会	○	○
81		703	R 7．2.14	特定受託事業者に係る取引の適正化などに関する法律（フリーランス新法）に係る研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
82	私法部	420	H24．2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	×
83		488	H26．3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	×
84		504	H26.12．4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	×
85		539	H30．2.22 H30．3．1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	×
86		554	R 1．9．9	債権各論　契約に関する研修会	○	×
87		571	R 2．8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	×
88		602	R 3.12．7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	×
89		608	R 4．2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会　※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
90		610	R 4．3.17	私法部初心者向け研修会	○	×
91		616	R 4．8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	×
92		631	R 5．3.1	私法部初心者向け研修会	○	×
93		632	R 5．3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会　※全会員受講可	○	×
94		633	R 5．3.31	私法部研修会	○	×
95		636	R 5．5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○
96		648	R 5.12．6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○
97		654	R 6．2.28	特定行政書士ブラッシュアップ研修会　※全会員受講可	○	○
98		656	R 6．3．6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○
99		659	R 6．3.18	私法部初心者向け研修会	○	○
100		667	R 6．8．7	高齢者支援についての研修会	○	○
101		674	R 6.10．2	民事信託に関する研修会①	○	○
102		676	R 6.10.11	民事信託に関する研修会②	○	○
103		677	R 6.10.17	民事信託に関する研修会③	○	○
104		711	R 7．2.21	私法部実務研修会	○	○
105	旧）企画情報部※2	534	H29．8.28 H29．9．4	法定相続情報証明制度研修会　第２部　戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	×
106		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	×
107		546	H30.12．6	被災者支援に関する研修会	○	×
108		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	×
109		580	R 3．1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	×

※１：ホームページ上で、令和７年３月24日現在は（総務部）のタブで表示されます。令和７年５月以降順次委員会名に切り替わる予定です。

※２：企画情報部につきましては令和３年４月１日施行の規則改正により統廃合されました。

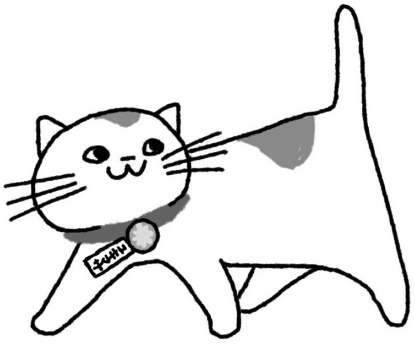

●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

・相談は愛知県行政書士会館で行います。
・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、**日程を調整いたします。**日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
・相談時間は１人１時間程度を予定していますので、ご了承願います。

建設環境部　建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

内　容　　建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部　運輸交通関係業務相談

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について

国　際　部　国際関係業務相談

内　容　　国際関係業務について

土地利用部　土地利用関係業務相談

内　容　　開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部　法人経営関係業務相談

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私　法　部　私法関係業務相談

内　容　　相続手続、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会　　御中

年　　月　　日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。（該当する部に○印）

- 建設環境部　建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談
- 国　際　部　国際関係業務相談
- 土地利用部　土地利用関係業務相談
- 法人経営部　法人経営関係業務相談
- 私　法　部　私法関係業務相談

支　　部		会員番号	
氏　　名		電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会 ＦＡＸ　052-932-3647

西尾支部：東　範雄会員

会報委員　鈴木　謙一

今回は、西尾市で開業されております東範雄先生の事務所にお伺いしてきました。

―行政書士になられたきっかけは何ですか？

昔から身近に行政書士の方がいて、官庁に提出する書類作成の相談をよくさせていただきました。その方は、いつも的確で明快なアドバイスをくださる憧れの存在でした。「これは違う」と厳しい指摘を受けたこともありましたが、その経験がかえって刺激となり「自分も行政書士になろう！」と決意するきっかけとなりました。コロナ禍のステイホーム期間中に「今なら勉強時間が確保できる」と思い立ったのが決め手になりました。

―開業までの経歴を教えてください。

私は沖縄出身です。地元を離れ名古屋の企業に就職した当初、沖縄訛りが強すぎて道行く人に外国人と間違われたこともしばしば。叔父が経営する人材派遣会社に外国人スタッフが多く、彼らと一緒にいると「海外から来たんだね、頑張って！」と温かい言葉やお土産をいただくことまでありました。この経験が異文化理解やコミュニケーションスキルを磨くきっかけとなり、結果としてポルトガル語を自然に習得するに至りました。

1999年、不況で勤務先が経営悪化し、新天地を求めて西尾市へ移住。その後、ポルトガル語通訳兼派遣コーディネーターとして新たなキャリアをスタートさせました。以降20年にわたり、総合職として旅客運行管理者や衛生管理者として営業所の運営に携わってきました。この経験は、行政書士としての業務にも活かされています。

―主にどのような業務をされていますか？

現在は民事法務を中心に取り組んでいます。令和６年４月からの相続登記義務化に伴い、開業当初は遺産分割協議のご相談が多く寄せられました。支部の司法書士の先生と連携しながら進める士業間のネットワークが、この仕事の醍醐味の一つです。受験生時代に「士業はネットワークが重要」と教わりましたが、今それを日々実感しています。

―この仕事でやりがい、達成感を感じる事はどのような時ですか？

許認可業務は明確なゴールがあるため、難しい案件でも結果を出せることで達成感を得られます。「自分ではどうにもならんかった、ありがとう」業務が完了した際に依頼者様から感謝の言葉をいただける瞬間は、大きな喜びを感じます。

―趣味は何ですか？また休日のリフレッシュはどうされていますか？

ゴルフです。なかなか上達しないのですが、その試行錯誤も含めて楽しんでいます。メンタルのスポーツと言われるだけあって、ミスをどう受け止めるかが大事なんですよね。どこか行政書士の仕事に通じるものがあると思っています。例えば、完璧だと思って提出した申請に不備があり、予想外の壁にぶつかることがあります。そんなとき「ピンを狙わず、まずはグリーンに乗せよう！」と心の中でつぶやきながら、粘り強く取り組んでいます。休日は家族とゆっくり過ごすことを心がけています。自覚しない疲れが重なると仕事のミスにもつながるため、メリハリをつけるようにしています。

―会員の皆さんに何かメッセージがあればお願いします。

士業間のネットワークはこれからますます重要になると感じています。いつか他支部の皆さまともご一緒する機会があるかもしれません。その際はどうぞよろしくお願いいたします。

今回は貴重なお時間を頂きありがとうございました。今後の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

支部だより

碧海支部　令和７年新年会

会報委員　鈴木　景子

日　時　令和７年２月４日㈫
　　午後６時～８時
場　所　甲羅　東刈谷店
出席者　31名

２月４日、碧海支部の新年会が開催され、総勢31人が参加しました。そのうち、新入会員の方が４人参加されました。新入会員の方は、皆さん積極的に名刺交換を行い、先輩の先生方と交流を深める姿が見られました。初めての参加にもかかわらず、会話も弾み、終始和やかな雰囲気でした。

乾杯の後は、皆さんそれぞれ自由に席を移動しながら交流を楽しんでいました。普段は業務の話が中心になりがちですが、この日はお酒も入り、仕事の話からプライベートなことまで、さまざまな話題で盛り上がり、活気ある会となりました。

今回のコース料理は「カニ三昧」という豪華な内容で、参加者からも「とても美味しかった」との声が多く聞かれました。また、外では雪が降る寒い一日でしたが、会場内は温かく、和気あいあいとした雰囲気の中で楽しい時間を過ごすことができました。

支部の活動を通じて、行政書士としてのスキルアップだけでなく、信頼できる仲間とのつながりを深めることができるのは大きな財産です。今後もこうした支部の交流を大切にしながら、より良い業務に取り組んでいきたいと思います。

知多支部　支部親睦研修会 いちご狩り

知多支部　権田　浩輔

日　時　令和７年３月８日㈯
　　午前９時30分～正午
場　所　山笑う里（知多郡美浜町）
参加者　106名

知多支部では、昨年度に引き続きいちご狩り体験を行いました。当日は暖かく、知多郡美浜町にある会場の周辺には多くのいちご狩りが体験できる施設や地産の農作物を扱う店舗があり、どの施設もにぎわっている様子で春を感じることができました。

山笑う里では「よつぼし」、「すず」、「おいＣベリー」の３種類のいちごを栽培しており、多くのいちごが実っていました。大きく育ったいちごを食べてみるとそれぞれの品種で特徴があり味や香りの違いを体験でき、そのまま食べても良し、練乳やチョコソースをつけて食べても良し、しばらくするといくつ食べたか分からなくなりました。

年度末の忙しい時期ではありましたが、多くの知多支部会員とご家族の皆様にご参加いただき会員間の交流や家族との時間を過ごせました。また、山笑う里の皆様にも大変お世話になりました。

会員間の交流の場が活発になり、コロナ過で自粛していた時期は遠い昔となりました。今後も様々な研修や企画に参加・協力ができればと思います。ありがとうございました。

中央支部　新年会

会報委員　猪子　和美

日　時　令和７年１月24日㈮
　　午後６時30分～８時30分
場　所　THE KAWABUN NAGOYA
参加者　97名

中央支部の新年会が中区丸の内のTHE KAWABUN NAGOYAで行われました。

参加者97名と会場は大変賑やかで新年に相応しい華やかなものとなりました。会場のレストランは尾張徳川家御用達の料亭　河文のイタリアンで、美味しい料理、歴史ある設えはもとより、窓から見えるライトアップされた美しい庭園も見どころの一つで、各自テーブルについてからも写真を撮る姿がチラホラ見受けられました。

会は武藤会員の司会で八十川支部長の挨拶に始まり、中央支部の会員でもあります愛知県行政書士会の竹田勲会長の乾杯のお言葉を頂戴いたしました。竹田会長からは近年の災害に対して、被災者の方々の困難を行政書士として手助けする必要性と災害復興支援ボランティアのお話があり、被災地への思いと行政書士としての社会に貢献出来る事を今一度考え、身の引き締まる思いをしました。

各自新年の挨拶や近況報告などで大変盛り上がった中盤の頃、今回参加の新入会員挨拶がありました。今回参加した新入会員数は15名、自己紹介では様々な経歴の持ち主が多くいることが分かり、これからどのように発展していくのだろうと大変頼もしく感じられました。

楽しく、笑顔あふれる時間を過ごした後は中央支部の会員でもある、愛知県行政書士会国際部長の蓬田悦子会員から行政書士記念日イベント「ペットと人との共生を考える（災害対策編）」の案内告知がありました。去年は行政書士も一般の方も大勢参加し大盛況だったイベントで、去年とはまた違った構成になっているようです。宴もたけなわでしたが、同じく蓬田会員の中締めで散開し、楽しい年の初めの行事となりました。参加していただいた会員、企画、運営をしてくださった関係者の皆様には心より感謝申し上げます。

ちょっとひと息　「マイナンバー制度について（総論）」

Q マイナンバーはどのような場面で使うのですか。

A マイナンバーを誰がどのような場面で使ってよいかどうかは、法令や条例で決められています。具体的には、国の行政機関や地方公共団体などが、社会保障制度、税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた行政手続で利用することになります。国民の皆さまには、年金、雇用保険、医療保険の手続や生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続で申請書などにマイナンバーの記載が求められます。

また、税や社会保険の手続を勤務先の事業主や金融機関などが個人に代わって手続を行う場合があり、勤務先に加え、一定の取引のある金融機関にマイナンバーを提示する場合があります。

Q マイナンバー制度では預貯金や資産まで行政の職員などに見られてしまうのですか。

A 行政機関等が個人の口座の残高を確認するには、法令に基づき必要な調査（社会保障の資力調査や税務調査など）を行う場合に限られていますので、マイナンバー制度が導入されたことで、行政の職員が新たに預貯金や資産などを見ることができるようになるものではありません。

出典：デジタル庁「よくある質問」より

名古屋支部　令和７年新年賀詞交歓会

会報委員　宮本　隆

日　時　令和７年１月25日㈯
　　午後５時30分～７時30分
場　所　名古屋マリオットアソシアホテル

名古屋支部は、１月25日㈯に名古屋マリオットアソシアホテルにて令和７年新年賀詞交歓会を開催致しました。50名超に及ぶご参加誠にありがとうございます。

前半は、名古屋支部中村支部長の挨拶に始まり、ご来賓の名古屋市広沢市長、愛知県行政書士会竹田会長、国会議員、県会議員及び市会議員の皆様に国政、県政及び市政の取組みを交えたご挨拶を賜りました。乾杯のお言葉は、竹内弘幸会員から頂戴しました。ここから歓談に移り、美味しい食事やお酒と共に会話が進み盛り上がっておりました。毎年、大変良い交流の機会となっております。

後半は、山田安政会員による雅楽の篳篥（ひちりき）を用いた演奏を拝聴しました。悠久の時を飛び越えて出てきたような衣装を身に纏った素晴らしいものでした。令和６年に名古屋支部の仲間となった皆様から自己紹介を頂きました。緊張されている先生も居られたようですが、これから一緒に名古屋支部を盛り立てて行きましょう。

最後に名古屋支部渡辺副支部長から締めの挨拶を頂戴して名古屋支部の新年賀詞交歓会がつつがなく執り行われました。

このような盛大な新年賀詞交歓会をご準備頂いた名古屋支部役員の皆様及び司会進行を務めていただきました名古屋支部大沼副支部長ありがとうございました。

東名支部　令和７年１月新年会

会報委員　服部　麻帆

日　時　令和７年１月25日㈯
　　午後５時30分～８時
場　所　鈴松本店
出席者　34名

１月25日㈯尾張旭市の『鈴松本店』にて、東名支部の新年会が開催されました。

尾張旭駅から尾張旭市中央公民館経由で宴会場までのバスが手配されました。

参加された会員の多くが送迎バスを利用したこともあり、開宴前から既に盛上りをみせておりました。

金林伸洙副支部長の司会進行のもと、東名支部相談役河本清孝会員の乾杯に始まり、友田隆士支部長の挨拶の後に、愛知県行政書士会からお越しいただきました子安幸代副会長より新年のご祝辞を賜りました。

宴の中盤では、令和６年度に入会された新入会員それぞれに自己紹介をしていただきました。

また、当日開催された国際部の研修会で講師を務めていただいた林卓也会員にもご参加をいただき、研修会ではお話することができなかった会員も更に懇親を深めることができました。

今年の新年会も、新入会員を含め多くの会員に参加していただきました。参加した会員同士、それぞれ近況を話しながら楽しい時間を過ごすことができたと思います。

まだまだ盛上りをみせる中、名残惜しい雰囲気ではありましたが、記念撮影をして閉会となりました。

今後も多くの会員の皆様と新年会を始め、支部企画、研修といった場所でご縁を深められることができれば幸いです。

東名支部　国際部研修会

東名支部　門田　千穂

日　時　令和７年１月25日㈯
　　午後２時30分～４時30分
場　所　尾張旭市中央公民館１階102会議室
講　師　林　卓也会員（中央支部）
テーマ　『国際業務への誘い～国際業務とは何か～』
参加者　18名

今回は中央支部の林卓也会員を講師にお招きし、国際業務に意欲的な新人会員の皆様にも分かりやすく「国際業務とは何か」という大きなテーマでご講義をいただきました。林会員は以前、東名支部にご在籍されていた経緯もあり、冒頭から和やかな雰囲気での研修スタートになりました。

国際業務としては依然、出入国在留管理局での手続きがメインではありますが、実は他にも、国際結婚・離婚・認知手続や、外国向け各種文書（契約書等）の翻訳、各種認証手続きまで、その業務分野は幅広く多岐にわたると前置きをされました。

その上で『在留資格一覧表』を用い、主要な在留資格について、現在と過去（約25年前）との状況も比較しながら、丁寧にご解説いただきました。

それに加えて、「出頭申告（帰国を希望する場合と在留特別許可を希望する場合）」や「仮放免許可申請」、また、「在留特別許可」と同じく、「入管法などの法律上で認められた手続きではない」ものの、「再審情願」といった、まさに長年国際業務に精通されている林会員ならではの、行政書士が狙っていける高度な業務についての話も聞けたうえ、昨今何かと話題になっているLGBT婚についても触れるなど、幅広く多岐にわたるボリューム満載の内容でした。

講義終了後には「時間があっという間に感じられ、もっと聴講したかった！」という参加者の声が沢山挙がっていました。

当研修の後には場所を移して、東名支部の新年会も開催されました。講師の林会員とも皆さん歓談され、年初から素晴らしい研修会となりました。

ちょっとひと息 「マイナンバー制度について（総論）」

Q マイナンバー制度で副業が会社にばれてしまうというのは本当ですか。

A マイナンバー制度により、地方税関係手続に変更が生じるものではなく、マイナンバー制度により副業を行っている事実が新たに判明するものではありません。

　マイナンバー制度導入前においても、住民税の税額等は特別徴収額の決定通知書により給与支払者を経由して納税義務者に対して通知されており、この通知書に前年の給与収入合計額が記載されていることから、勤務先の企業が支払った給与額との比較で、副業を行っている事実が判明する可能性があったと考えております。

Q マイナンバーの利用によって住民票の写しや課税証明書等の添付が全て不要になるのですか。

A 2017年11月に地方公共団体などで情報連携の本格運用が始まり、社会保障制度や税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた行政手続で、これまで提出する必要があった住民票の写し等の書類の省略が可能となっています。

出典：デジタル庁「よくある質問」より

中央支部　令和６年度支部研修会

中央支部　武藤　佳子

日　時　令和７年１月29日㈬
　　午後６時～７時30分
場　所　愛知県行政書士会館
講　師　小林　幸弓会員（中央支部）
テーマ　『法定相続情報証明制度について・一覧図作成演習』（未経験者向け）
出席者　23名

令和６年度支部研修会は、愛知会の私法部部員でもある中央支部の小林幸弓会員が講師を務め、「法定相続情報証明制度について・一覧図作成演習」をテーマに開催いたしました。

初めに、相続手続きに関する基礎知識として、戸籍の種類や見方、収集方法について説明いただきました。次に、法定相続情報証明制度の概要、手続きの流れ、必要書類、法務局への申出方法について詳細に解説いただき、併せて申出の際のポイントや、委任状を用いた取得時の注意点など、実務で役立つ情報も提供していただきました。

この制度を利用することで、預貯金の解約をはじめとする遺産整理が円滑に進むことを学び、相続人にとってのメリットを実感することができました。

後半は、戸籍等の資料をもとに相続人を確定し、法務局のウェブサイトから一覧図の様式をダウンロードして、実際に作成する演習が行われました。限られた時間で仕上げるのは難しかったですが、手を動かすことで手順が分かり、制度に対する理解も深まりました。

最後に、業際を超えないことの注意点と、他士業が気付かない点に気付くことが、行政書士の強みを活かした相続関連業務につながるというお話を伺い、積極的に知識の幅を広げる必要性を感じました。

法定相続情報証明制度を知ることで、今後の相続関連業務に活かせる有意義な研修であったと思います。

一宮支部　令和６年度第１回運輸交通部会研修会

会報委員　深川　範江

日　時　令和７年１月29日㈬
　　午後６時～８時
場　所　尾張一宮駅前ビル（ｉビル）
講　師　一宮支部副支部長　伊藤　功治会員
テーマ　『自動車登録および出張封印実務研修（丁種封印業務）』
参加者　12名（他支部１名）

一宮支部では、令和６年度第１回運輸交通部研修会を開催いたしました。

自動車業務に精通している伊藤功治会員が講師を務められました。

新規登録申請・移転登録申請・変更登録申請・抹消登録申請の書類の記入の仕方を資料をもとに話されました。

また、車庫証明に関しては普通自動車と軽自動車の車庫証明のタイミングの違いについて説明をされました。保管場所の所在図・配置図の書き方・注意点について資料をもとに具体的に説明していただきました。

ナンバープレートの再発行、希望ナンバーを申し込み方法に関しても話されました。

出張封印に関しては、丁種会員になるためには研修を受講し、効果測定をパスする必要があり、なかなか容易なことではないとの事でした。

資料をもとに詳しく講義していただき初心者にも分かりやすい研修でした。

丁種会員になり出張封印を行うことができるようになると自動車業務が広がり、強みになるので今回の研修で得たことを業務に生かしていきたいと思いました。

中央支部 令和６年度土地利用業務部会研修会

会報委員　猪子　和美

日　時　令和７年２月５日㈬
　　午後６時～７時45分
場　所　愛知県行政書士会３階大会議室
講　師　愛知県行政書士会土地利用部担当常務理事
　　勝田　崇会員（豊田支部）
テーマ　『土地利用の進め方』
参加者　31名

中央支部の土地利用業務部会の研修会が、愛知県行政書士会土地利用部担当常務理事である豊田支部の勝田崇会員を講師にお招きして行われました。

新しく土地利用業務に参入しようと思う行政書士を増やしたいという事で、初心者にも業務の流れが分かりやすいようなテーマを決めて下さいました。

初めに土地調査の方法を行政担当、法令、申請内容、適用とをまとめられた土地法令調査票をレジュメとしてご用意くださり、これに沿って開発の依頼があったとして、何処に、どれくらいの開発規模の物を造成し、事前に協議や住民説明の開催は必要か等と具体例を挙げて説明がありました。このレジュメは大変分かりやすく分類されていて、依頼があった際には何を何処に申請すれば良いのか一目瞭然、丁寧に作成していただいたことがうかがえました。

これを基に実際の平図面を使い具体的な説明へと続き、特に初心者にはイメージがつきにくい部分まで丁寧に説明してくださりました。依頼から着工までの期間が長いため、お客さんが不安にならないように各種許可標準工程表、期間が延長した時の予防対策の内容で、見積書と工程表を一緒に渡すメリットについて教えていただきました。

後半は主に前半の内容のまとめと応用。質疑応答では質問に対し明瞭、明確な回答が即座に返ってくる勝田会員の熟達した知識には大変勉強になりました。

この後は懇親会があり、講義とはまた違う熱量で活発に話が飛び交い、和気あいあいとした有意義な研修になったと思います。当日は全国で大寒波予報が出る寒い日でしたが、講義をしてくださいました勝田会員及び参加してくださいました会員の皆様には厚く感謝申し上げます。

ちょっとひと息 「マイナンバー制度について（総論）」

Q マイナンバー（個人番号）とは、どのようなものですか。

A マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ1人にひとつの12桁の番号で、社会保障制度、税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた行政手続で利用することが可能です。分野横断的な番号を導入することにより、機関をまたいだ情報のやり取りで、同じ人の個人情報の特定・確認が確実かつ迅速にできるようになり、国民の利便性の向上、行政の効率化及び公平・公正な社会を実現します。

Q マイナンバーを取り扱う場合に何に注意すればいいですか。

A マイナンバーを第三者へむやみに提供することは控えてください。

マイナンバーの通知や利用、マイナンバーカードの交付などの手続で、行政機関などが口座番号や口座の暗証番号、所得の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。銀行のATMの操作をお願いすることもありません。こうした内容の電話、手紙、メール、訪問などには絶対に応じないよう、注意してください。

出典：デジタル庁「よくある質問」より

一宮支部　令和６年度第２回全体研修会

会報委員　深川　範江

日　時　令和７年２月７日㈮
　　午後６時～８時
場　所　尾張一宮駅前ビル（ｉビル）
講　師　一宮支部　田中　裕之会員
テーマ　『AIと行政書士～行政書士業務における
　　Chat GTPの活用方法～』
出席者　13名

一宮支部では、尾張一宮駅前ビルにて第２回全体研修会を開催しました。

一宮支部DX化推進委員である田中裕之会員に講師をしていただきました。

研修の目的は、「未来の行政書士像を描く」という事で①AIとは何か、その基本的な概念や種類を理解することにより、AIがどのように動作し進化しているかを把握する。②AI技術を活用した次世代の行政書士像を描き、業務の可能性を広げる方法について考える。③今後10年、20年先を見据えた時にAI技術をどのように取り入れて業務を進化させていけるかを考察する。という内容で説明をしていただきました。

研修は各自パソコンを持参し、実際に行い、初心者にも分かりやすい研修でした。

行政書士の業務においてオンライン申請の割合は大きくなりました。

今回の研修で得たChat GTPをうまく活用して行政書士業務に活かせるようにできればと思いました。

東名支部　土地利用部研修会

東名支部　西山　広明

日　時　令和７年２月８日㈯
　　午後３時30分～５時30分
場　所　尾張旭市中央公民館102会議室
講　師　日比野　慎会員（東名支部）
出席者　11名

今回の土地利用部研修会では、本会より交付された国旗・支部旗を掲げ開催いたしました。

『相当期間適正に利用された工場のやむを得ない用途変更』を課題とした、市街化調整区域内における建築許可申請書の作成と手続きに関する研修会を当支部の日比野慎会員に講義していただきました。

前半は許可の全体概要から始まり、課題に該当する審査基準の詳細、それにはどういった書類が必要となるかを一覧にまとめて解説していただきました。

後半は実例をもとに、申請書に記載する内容や注意点、許可要件には欠かせない建築理由の考え方やポイントなどを資料と照らし合わせ丁寧に解説していただきました。

最後は、課題を問わず都市計画法に関する質疑応答の時間もあり、参加者からの質疑に対応していただくなど実務経験者にとっても大変有意義な研修会となりました。

本件の用途変更は、過去に他の審査基準で許可を取得し、その用途を変更する実例でしたので２種類の審査基準を同時に知ることもでき、実務をまだされていない受講者にとっても実りあるものであったと思いました。

名古屋支部　２月及び３月常設無料相談会

会報委員　宮本　隆

日　時　令和７年２月18日㈫、３月18日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　９名

名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和７年２月及び３月も予定通り開催致しました。

２月は、一段と寒くなったことでご相談者も足が向かなかったようでご相談件数は、２件と少なくなりました。３月は、５件でした。

今回のご相談も自筆証書遺言書を活用した遺言に関するご相談がありました。確かに費用面で大きな利点はありますが、紛失や改ざんの心配や遺言執行時の効力を踏まえると十分な検討を行った上で活用有無をご判断していただくように丁寧にご説明する必要があります。

また、そのような場合に遺言執行時のことを考えて公証役場において作成する公正証書遺言書を提案することも多いのではないでしょうか。これは、自筆証書遺言書に比べると費用面でご相談者様の負担は増えますが、遺言執行時の効力は言うまでもなく、金融機関等の手続きは円滑に進むと思われます。

なお、ご相談者様は、遺言執行に関する実務的な知識が少ない場合が多く、ご不安やご心配を抱えておられるため、我々行政書士が街の法律家として遺言執行者となり、備えることも出来るなど、ご相談者様のご不安やご心配を少しでも取り除ける提案を行い、ご相談者様から信頼を得られる様に務めたいと思いました。

一宮支部　令和６年度第１回国際部会研修会

会報委員　深川　範江

日　時　令和７年２月21日㈮
　　午後６時～７時45分
場　所　尾張一宮駅前ビル（ｉビル）
講　師　蓬田　悦子会員（中央支部）
テーマ　『在留資格認定証明書交付申請手続について』～中国籍調理師の呼び寄せのケース（在留資格：技能）～
参加者　13名（他支部１名）

一宮支部では令和６年度第１回国際部会研修会を開催いたしました。

講師にお迎えした蓬田悦子会員は本会の国際部部長をされており、国際業務にとても精通された方です。

今回のテーマは「技能」の在留資格において中国籍調理師の呼び寄せのケースを講義をしていただきました。

「技能」、調理師が本邦において行うことができる活動・上陸許可基準について話され、学歴をみて10年の実務経験をクリアしているかの確認が必要だと言われました。

在留資格「技能」の中国籍調理師で呼び寄せるケースで「在留資格認定証明書」の交付申請手続に関して申請人が中国籍の方の書類で気を付けることを蓬田会員の経験をもとに詳しく教えていただきました。

今回の研修でも蓬田会員の貴重な知識と経験を聴くことができてとても有意義な研修に参加できでよかったです。もっと蓬田会員の研修を受けたいと贅沢なことを思いました。

今回の研修を業務に生かしていきたいと思いました。

東名支部　私法部研修会

東名支部　片瀬　裕司

日　時　令和６年２月22日㈯
　　午後３時30分～５時30分
場　所　尾張旭市中央公民館　102会議室
講　師　島藤　英信会員（東名支部）
テーマ　『行政書士業務におけるトラブルの予防・対応について考える』
出席者　９名

東名支部私法部主催の研修会が２月22日㈯に開催され９名の支部会員が参加しました。

研修会講師は、当支部の私法部部長の島藤英信会員が務められ、テーマは「行政書士業務におけるトラブルの予防・対応について考える」でした。

今回の研修は、講義形式ではなく参加者全員でディスカッションする形式で進行しました。

始めに講師の島藤英信会員から、今回このテーマをとりあげた理由について経験された業務を交えて説明をいただきました。

その後は、参加している会員から、それぞれが遭遇したトラブルについて事例として紹介しながら、どのようなシーンでトラブルが発生しやすいか、トラブルにならないようにどのような対策をしているかなどの活発なディスカッションが展開されました。

見積書や契約書の記述方法や業務受任時の事前調査、業務を紹介された場合の対応など具体的な予防対策が示され、多くの学びがありました。

また、新入会員が初めての業務を受任したときの対応として、本会の相談窓口の説明や支部をはじめとした先輩会員への相談などで業務に対する不安を最小化していく方法を確認しました。

初めての業務でも、経験ある先輩等に相談するなどにより、積極的に受任していきたいと感じました。

一宮支部　令和６年度第２回運輸交通部会研修会

会報委員　深川　範江

日　時　令和７年３月６日㈭
　　午後２時～４時
場　所　尾張一宮駅前ビル（ｉビル）
講　師　名古屋支部　川合　智会員
テーマ　『介護タクシー事業の経営許可申請の実務および現状などの関連情報』
参加者　12名（他支部２名）

一宮支部では、令和６年度第２回運輸交通部会研修会を開催いたしました。

講師にお迎えした川合智会員は運送業許可に精通されており、今回の研修では介護タクシー経営許可申請についてお話をしていただきました。

介護タクシー事業の経営許可申請に関しては営業所・車庫・福祉車両・資金・２種免許等の多くの要件を満たす必要があり、許可を得てからも運賃等の認可申請や開始の届出をして開業という流れで半年ほどかかるとの事でした。

高齢社会において福祉関係の仕事の中で少ない資金で介護タクシーをやろうと思い依頼される方もみえるが許可要件等聞いてやめられる方もみえるとの事でした。

今回の研修の中で介護タクシーの開業要件に「介護職員初任者研修の受講」という要件がないことに驚きました。介護タクシーの乗務員に介護の知識がない方もみえるのはとても危険なことだと思いました。

今回の研修で得た事を業務に生かしていきたいと思いました。

中央支部 令和６年度新入会員研修会

会報委員　猪子　和美

日　時　令和７年３月７日㈮
　　午後６時～７時30分
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　１：愛知県行政書士会中央支部役員
　　３：松葉　豪会員（昭和支部）
　　（愛知県行政書士会法務部担当常務理事兼特定行政書士委員会委員長）
テーマ　１：支部全体行事等の紹介、各業務部会の業務紹介、活動内容
　　２：新入会員自己紹介、質疑応答
　　３：行政書士の倫理について
参加者　25名

令和６年度の中央支部の新入会員研修を行いました。

前半は中央支部の八十川支部長による支部の紹介と１年を通しての行事内容説明、役員による各業務部の紹介と新入会員の自己紹介がありました。新入会員は自分の関わりたい業務を自己紹介時に積極的に話し、休憩時間には自身の興味のある業務部の担当役員と名刺交換をするなど意欲的な会員が多く見受けられました。

後半は愛知県行政書士会法務部担当常務理事兼特定行政書士委員会委員長の昭和支部の松葉豪会員による「行政書士の倫理」についての研修でした。令和７年２月10日に発行されたばかりの「解説行政書士職務基本規則」を用いて、特に他士業との業際については事例を挙げられて、それを新入会員に答えてもらうといった場面もあり、「申請書を作成できる、できない」だけでなく、「相談にのることが出来るか否か」まで具体的にお話くださいました。

この後、許認可業務に関して特定行政書士の今後の活躍が広がる可能性についての話があり、新入会員の皆様におかれましては今後の業務の方向性を決める指針になったかと思われます。

その後の懇親会はレストランを貸し切って行われ、和気あいあいとした雰囲気でした。新入会員の皆様には大変有意義な研修になったのではないでしょうか。

ちょっとひと息 「マイナンバー制度について（総論）」

Q マイナンバーは誰にでも提供してもいいのですか。

A マイナンバーは社会保障制度、税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた手続のために行政機関等に提供する場合を除き、原則として提供することが制限されています。これらの手続のためにマイナンバーを提供することができる具体的な提供先は、税務署、地方公共団体、ハローワーク、年金事務所、健康保険組合、勤務先、金融機関などが考えられます。

なお、マイナンバーが他人に見られたり漏れたりしたとしても、マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。しかし、個人のブログやSNSなどでご自身のマイナンバーを公表するといったことは第三者へのマイナンバーの「提供」にあたる恐れがあり、法律違反になる可能性もありますので、控えるようお願いします。

出典：デジタル庁「よくある質問」より

一宮支部　令和６年度第２回国際部会研修会

会報委員　深川　範江

日　時　令和７年３月10日㈪
　　午後６時～７時45分
場　所　一宮市民会館
講　師　一宮支部副支部長　玉田　和弘会員
テーマ　『国際業務をメインとする事務所経営』
　　～国際業務を中心としてそこから派生する業務等との関わり方について～
参加者　８名（他支部１名）

一宮支部では、令和６年度第２回国際部研修会を開催いたしました。

国際業務に精通している玉田和弘会員に講師をしていただきました。

国際業務の可能性に関して、日本における外国人の人数は東京が１位で愛知県が２位ということで恵まれた市場があると話されました。

外国人のコミュニティは凄く、良好なコミュニケーションをとって信頼を深めて依頼を受け、長く付き合うことができるとの事でした。

いろんな切り口で外国人の信頼を得ることができれば良いのではないかといった実務経験をもとに話をしていただきました。

国際業務はいろいろ大変な事もあるが、日本人相手では経験できないことが経験できるところがとても良いと思っていると話されました。

一人でも入管業務を主力にしていただける会員が増えることを期待しているとも話されました。

今回の研修を受けて、入管業務の可能性を感じ、とても得ることが多い研修会であったと思いました。

東三支部　令和６年度第２回土地利用部会研修会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和７年３月12日㈬
　　午後２時～４時
場　所　カリオンビル　４階中会議室
講　師　青山　貴洋会員（東三支部）
テーマ　『宅地分譲開発許可申請の基礎』
出席者　24名

今回の研修会では、東三支部土地利用部会長の青山貴洋会員を講師としてお招きし「宅地分譲開発許可申請の基礎」と題し、ご講義いただきました。

はじめに宅地分譲でも開発行為に該当しないケース（単なる分筆・合筆、自治体によって定められた基準以下の切土盛土等）や開発行為であるが許可を要しない規模（東三河の市街化区域は1000㎡未満）等の説明がありました。

続いて宅地分譲用地の調査、分譲計画作成のポイントについての解説では、一画地の面積や敷地が接する道路の幅員、開発道路の形状や公園設置が必要となる面積の基準等について、ホワイトボードを用いながら大変わかりやすく解説していただきました。さらに考慮すべきポイントとして既存交差点との距離や道路斜線制限、給排水や都市ガス配管、消防水利設置等が有り、いずれもしっかりと理解した上で申請業務を受ける必要が有ると感じました。

その後道路の設計について構造や雨水排水の流量計算等、より専門的な解説が有り、最後の質疑応答では出席者より具体的な事例に基づく質問が飛び交っておりました。今回の研修会も会員の皆様にとって大変有意義な機会になったことと思います。

豊田支部　令和６年度第２回研修会

会報委員　石原　遥

日　時　令和７年３月17日㈪
　　午後２時30分～４時30分
場　所　豊田商工会議所　204会議室
講　師　梅村　正明会員（豊田支部）
テーマ　『相続・遺言業務その２　紛争原因から見た留意点』
参加者　12名

「相続・遺言業務その２　紛争原因から見た留意点」と題して豊田支部の梅村会員にご講義いただきました。梅村会員は不動産鑑定士、そして調停員でもあります。その立場から遺言や相続に関わっていて気付いたことのお話をいただきました。

「調停って、どの程度の件数があると思いますか？その内容はどのようなものが多いと思いますか？」そんな問いかけから研修は始まりました。

調停の内容は離婚と相続がほとんどとのことです。特にこの地域では財産の中に占める不動産の割合が多く、その不動産の評価が重要になるそうです。ただし不動産は分配することが難しく、かといって安易に共有にしてしまうのも考え物です。また築年数の経っている賃貸物件は今後の補修費が高額になってくることがあるなど様々な問題があります。そのような不動産特有の問題や、不動産の評価方法などを踏まえながら、どのように遺言を作成すればよいのか、先にどのような対策を行っておけばよいかなどのお話をいただきました。

質疑応答では事業用不動産に係る問題にも話が及びました。この他にも不動産を巡る様々なトラブル事例もお話いただき、身の引き締まる思いの二時間となりました。

豊田支部　土地利用部研修会

会報委員　石原　遥

日　時　令和７年３月24日㈪
　　午後２時～４時30分
場　所　豊田商工会議所　401会議室
講　師　豊田市役所職員（開発調整課、農業委員会事務局、農政企画課、農業振興課）
参加者　24名

豊田市職員の方々をお招きして研修会が開かれました。

研修会の前半は都市計画法及び盛土規制法について、開発調整課の方よりお話をいただきました。

本年４月１日より豊田市審査会基準の審査基準に、業務用建築物の用途変更が制定されることとなったことについてお話をいただきました。

また、盛土規制法については豊田市では昨年10月に盛土規制法による規制区域の指定と規制が開始されておりますので、運用を開始した上での注意点や補足を含めながらのお話をいただきました。

後半は、本年４月１日より新たに策定される地域計画に関する話を中心に農地法に関するご講義をいただきました。地域計画の概要、農振の際の変更点、営農型発電施設へ一時転用する場合の注意点、手続の流れや様式の変更点、必要な日程など、具体的なお話をいただきました。

また、地域計画とは別に地区によっては農地法第３条取得要件が本年４月１日に緩和されることについてもお話いただきました。

全体を通して実務に直結する大きな変更点ばかりで、出席者は集中して聞き入っていました。最後には活発な質疑応答も行われ、大変内容の濃い研修会となりました。

Report —事務局—

■令和７年２月

３日㈪	実務経験者向け風俗営業許可申請等に関する研修会開催 法人経営部会開催 早川副会長、芳賀常務理事　愛知県保健医療局との意見交換会出席
４日㈫	正副会長会開催 ADR手続説明会開催 愛知県警・風営環境浄化協会との意見交換会開催 法人経営部会開催
５日㈬	新規登録受付 竹田会長　日行連　正副会長会、常任理事会出席 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 私法部業務相談会開催
６日㈭	新規登録受付 竹田会長　日行連　常任理事会出席 封印管理委員会事前研修会開催
７日㈮	新規登録受付 竹田会長　中地協第４回理事会出席 渡辺副会長　日行連　職務上請求書関係事務取扱責任者会議出席 第２回役員推薦委員会正副委員長会開催
10日㈪	広報部会開催
12日㈬	野崎常務理事　日行連　全国広報担当者会議出席 所有者不明土地法・空き家等対策に関する研修会開催 会報３月号校正会議開催 土地利用部会開催 国際部業務相談会開催
13日㈭	新入会員基礎研修会開催
14日㈮	岩崎常務理事　日行連　運輸交通部会出席 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）に関する研修会開催 私法部会開催 早川副会長以下２名　令和６年度災害時における協力等に関する協定締結事業者連絡会議出席 渡辺副会長、蓬田常務理事　広島会　申取・国際研修会出席
15日㈯	令和６年度行政書士スタートアップセミナー開催
17日㈪	渡辺副会長　日行連デジタル推進本部全体会議出席 中部運輸局との意見交換会開催 法務部会開催 新事業推進本部会議開催 苦情対応委員会開催 行政書士記念日事業担当者会議開催
18日㈫	内藤副会長　日行連　権利擁護推進委員会出席 本会常設無料相談会開催 ADR手続説明会開催 経理部会開催 竹田会長以下10名　名古屋出入国在留管理局収容所見学及び意見交換会出席
19日㈬	竹田会長　日行連　大韓民国訪問視察出席 早川副会長　日行連　許認可業務部建設環境部門会議・建設業務全国担当者会議出席
20日㈭	竹田会長　日行連　大韓民国訪問視察出席 登録証交付式 ADR運営委員会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 野崎常務理事　公証役場訪問 伊福副会長以下２名　一宮建設事務所訪問
21日㈮	竹田会長　日行連　大韓民国訪問視察出席 子安副会長　日行連　全国ADR認証単位会課題検討協議会出席 私法部実務研修会開催 渡辺副会長以下２名　愛知県総務局情報政策課DX推進室との意見交換会
23日㈰	行政書士記念日フォーラム‘ペットと人との共生を考える’［災害対策編］開催
25日㈫	特定行政書士ブラッシュアップ研修会開催 特定行政書士委員会開催
26日㈬	竹田会長　日行連　経理部会出席 令和６年度第３回ADR事前説明会・調停担当者会議開催 申請取次行政書士管理委員会開催
27日㈭	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会（実習編）開催 部長会開催
28日㈮	災害復興支援員養成講座（第２回）開催 第３回役員推薦委員会正副委員長会開催 建設環境部業務相談会開催

■令和７年３月

３日㈪	丁種封印契約説明会及び基礎研修会開催 正副会長会開催 日本自動車販売協会連合会愛知県支部との懇話会
４日㈫	宅地造成及び特定盛土等規制法に関する研修会開催 ADR手続説明会開催 土地利用部会開催
５日㈬	新規登録受付 竹田会長　日行連　正副会長会、常任理事会出席

6日㈭	新規登録受付 竹田会長　日行連　常任理事会出席 デジタル庁職員によるjGrants代理申請体験会開催 苦情対応委員会開催 名古屋国際センターとの意見交換会開催 伊福副会長　愛知県暴力追放運動推進センター訪問
7日㈮	新規登録受付 竹田会長　中地協第4回理事会出席 竹田会長以下3名　中地協「能登半島復興支援事業セミナー」出席 石原委員　開発許可制度研修会出席
10日㈪	新規登録受付 部長会開催 支部長会開催 子安副会長　愛知県宅建会館竣工記念式典出席
11日㈫	本会常設無料相談会開催 生成AIワークショップ開催
12日㈬	不当要求防止責任者講習開催
13日㈭	親族調査連絡会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 子安副会長　令和6年度ペットパートナーシップ事業所研修会出席
14日㈮	第4回役員推薦委員会正副委員長会・役員推薦委員会開催
15日㈯	公証人と行政書士による遺言・相続無料相談会開催
17日㈪	建設環境部業務研修会開催 建設環境部会開催 国際部会開催 綱紀委員会開催 ADR紛争解決小委員会開催 内藤副会長、貝田理事　名古屋自由業団体第4回当番会・第131回定例会・懇親会出席
18日㈫	行政書士業務に関する測量についての研修会開催 ADR手続説明会開催開催 雨水浸透阻害行為許可審査補助業務連絡会開催
19日㈬	正副会長会開催 法務部会開催 愛知県社会保険労務士会との意見交換会開催 建設環境部業務相談会開催
21日㈮	名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会開催
22日㈯	渡辺副会長以下2名　フィリピン共和国名古屋総領事館の女性の権利に関するシンポジウム出席
24日㈪	登録証交付式 伊福副会長、勝田常務理事　一宮建設事務所訪問
25日㈫	理事会開催 部長会開催
26日㈬	竹田会長　日行連　正副会長会、常任理事会出席
27日㈭	竹田会長　日行連　常任理事会出席 ADR手続実施者候補者のためのブラッシュアップ講座開催 会報5月号編集会議開催 申請取次行政書士管理委員開催 あいち外国人起業＆経営支援センター専門家相談員　交付式 名古屋国際センター行政書士相談員　交付式
28日㈮	建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 新事業推進本部会議開催 蓬田常務理事以下2名　中部地区申請取次行政書士管理委員会との意見交換会出席 子安副会長　ADR協会　実務研修・実務情報交換会出席

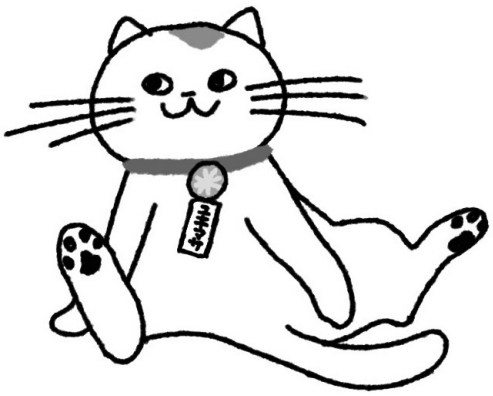

会員の動向

令和７年４月１日現在

個人会員数　3,359人
法人会員数　108法人

新規登録入会者の紹介

登録番号　第25190352号
会員番号　第7174号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　佐久間　隆

事務所　オールシエンシア行政書士事務所
名古屋市中区丸の内三丁目８番８号 山富丸の内ビル５階
電話番号　052-655-6566　所属支部　中央

登録番号　第25190353号
会員番号　第7175号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　山田　雅之

事務所　山田雅之行政書士事務所
一宮市開明字郷東36番４
電話番号　0586-43-4711　所属支部　一宮

登録番号　第25190354号
会員番号　第7176号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　堀部　久嗣

事務所　行政書士ほりべ事務所
知立市新林町新林５番地２
電話番号　070-1216-7668　所属支部　碧海

登録番号　第25190355号
会員番号　第7177号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　太田　房代

事務所　太田行政書士事務所
刈谷市一ツ木町五丁目23番地１
電話番号　0566-23-0441　所属支部　碧海

登録番号　第25190356号
会員番号　第7178号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　鈴木　裕満

事務所　ぷろじぇくとあんせむ行政書士事務所
豊川市為当町椎木156番地
電話番号　0533-76-3873　所属支部　東三

登録番号　第25190357号
会員番号　第7179号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　稲垣　明宏

事務所　稲垣行政書士事務所
春日井市牛山町314番地２
電話番号　0568-31-4445　所属支部　尾張

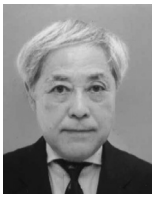

登録番号　第25190358号
会員番号　第7180号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　深谷　隆雄

事務所　Lapis行政書士事務所
瀬戸市定光寺町524番地１
電話番号　0561-48-8101　所属支部　東名

登録番号　第25190359号
会員番号　第7181号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　林　　慎也

事務所　行政書士インダストリー・サポート
名古屋市中村区名駅２丁目45番14号 東進名駅ビル４F
電話番号　052-856-2153　所属支部　名古屋

登録番号　第25190360号
会員番号　第7182号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　石井　克典

事務所　石井行政書士事務所
名古屋市北区北久手町250番地の５
電話番号　090-9173-0596　所属支部　西北

登録番号　第25190361号
会員番号　第7183号
入会年月日　令和７年２月１日
氏　　名　山田　紘史

事務所　行政書士山田紘史事務所
碧南市山神町２丁目111番地
電話番号　0566-41-1015　所属支部　碧海

登録番号　第25190863号
会員番号　第7184号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　加藤　　弘

事務所　船出外堀行政書士事務所
小牧市外堀二丁目166番地１　３F03
電話番号　080-9889-5151　所属支部　尾張

登録番号　第25190864号
会員番号　第7185号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　松田　考司

事務所　行政書士松田考司事務所
名古屋市緑区黒沢台五丁目215番地の５
電話番号　052-878-7672　所属支部　名南

登録番号　第25190865号
会員番号　第7186号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　佐々木　淳行

事務所　行政書士事務所リブレ
名古屋市中区栄五丁目19番31号 T&Mビル３M
電話番号　090-9903-9496　所属支部　中央

登録番号　第25190866号
会員番号　第7187号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　池田　樹泰

事務所　行政書士イクスス事務所
新城市吉川字竹ノ下37番地
電話番号　0536-29-0266　所属支部　新城

登録番号　第25190867号
会員番号　第7188号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　伴　　生

事務所　伴行政書士事務所
豊明市前後町鎗ケ名1851番地１ アルバックス豊明前後ヒルズ502号
電話番号　090-7034-3800　所属支部　名南

登録番号　第25190868号
会員番号　第7189号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　岡本　真幸

事務所　名古屋岡本真幸行政書士事務所
名古屋市千種区徳川山町３丁目61番地の１
電話番号　080-2372-1289　所属支部　中央

登録番号　第25190869号
会員番号　第7190号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　小木曽　早苗

事務所　なごやさなえ行政書士事務所
名古屋市昭和区福江二丁目９番33号 名古屋ビジネスインキュベータ白金251室
電話番号　090-3458-3108　所属支部　昭和

登録番号　第25190870号
会員番号　第7191号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　柴田　羽輝

事務所　行政書士PSS小野事務所
名古屋市昭和区塩付通一丁目12番地の４
電話番号　052-745-5401　所属支部　昭和

登録番号　第25190871号
会員番号　第7192号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　矢野　輝美

事務所　行政書士法人岩崎事務所
豊田市小坂本町五丁目13番地８
電話番号　0565-32-7894　所属支部　豊田

登録番号　第25190872号
会員番号　第7193号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　神谷　美保

事務所　行政書士三浦事務所
安城市御幸本町８番10号
電話番号　0566-93-1952　所属支部　碧海

登録番号　第25190873号
会員番号　第7194号
入会年月日　令和７年３月１日
氏　　名　政井　裕美

事務所　グラーティア行政書士法人　みよしオフィス
みよし市三好町大坪23番地 久野ビル２D
電話番号　0561-59-3951　所属支部　豊田

退会者のお知らせ

令和７年４月１日現在

支部	氏　名	退会日
知多	小松原　英　治	令和７年１月25日
海部	三　輪　幸　吉	令和７年１月27日
名南	土　門　達　矢	令和７年１月31日
東名	佐　橋　健　一	令和７年１月31日
尾張	柴　田　亜矢子	令和７年１月31日
一宮	牧　野　幸　雄	令和７年１月31日
一宮	髙　木　秀　泰	令和７年１月31日
岡崎	吉　見　　顕	令和７年１月31日
新城	山　本　美可利	令和７年１月31日
東三	大　谷　敏　正	令和７年１月31日
中央	柴　田　みどり	令和７年２月28日
昭和	津　田　加代子	令和７年２月28日
昭和	津　田　明　人	令和７年２月28日
東名	木　村　恒　夫	令和７年２月28日
尾張	船　橋　洋　子	令和７年２月28日
一宮	茂　木　朝　吉	令和７年２月28日
岡崎	横　落　幸　信	令和７年２月28日
岡崎	松　原　敬　一	令和７年２月28日
東三	青　木　知　佳	令和７年２月28日
一宮	野　杁　二三夫	令和７年３月３日
東三	白　井　敏　之	令和７年３月21日
西尾	辻　村　　勇	令和７年３月28日
中央	森　下　　茂	令和７年３月31日
中央	望　月　哲　孝	令和７年３月31日
中央	河　村　　裕	令和７年３月31日
中央	佐　藤　成　悟	令和７年３月31日
昭和	市　川　明　美	令和７年３月31日
昭和	平　井　　睦	令和７年３月31日
昭和	大　森　文　箚	令和７年３月31日
昭和	坪　中　正　士	令和７年３月31日
名南	平　田　和　代	令和７年３月31日
東名	水　野　宏　延	令和７年３月31日
東名	榎　本　眞　丈	令和７年３月31日
尾張	伊　藤　　靖	令和７年３月31日
尾張	円　山　　篤	令和７年３月31日
尾張	日　高　　大	令和７年３月31日
尾北	犬　塚　智　子	令和７年３月31日
一宮	永　田　友　英	令和７年３月31日
知多	竹　内　孝　博	令和７年３月31日
知多	藤　井　康　利	令和７年３月31日
知多	山　口　真　吾	令和７年３月31日
豊田	岸　田　庄　司	令和７年３月31日
豊田	深　谷　俊　朗	令和７年３月31日
豊田	近　藤　教　昭	令和７年３月31日
新城	平　畑　正　孝	令和７年３月31日

法人会員の変更案内

法人番号	第0501201号
会員番号	第H3号
法人の名称	東名行政書士法人
使用人	平田　寧
変更事由	使用人の退職
所属支部	中央

法人番号	第1902301号
会員番号	第H56号
法人の名称	行政書士法人あいたく
使用人	出口　是道
変更事由	使用人の退職
所属支部	西北

法人番号	第1704701号
会員番号	第H45号
法人の名称	行政書士法人中村事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所　小牧オフィス
社員	柴田　亜矢子
変更事由	社員の脱退
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所　豊川オフィス
従たる事務所所在地	豊川市中央通三丁目28番地 豊川稲荷ビル３階
社員	青木　知佳
変更事由	従たる事務所廃止、社員の脱退
所属支部	名古屋

法人番号	第2400101号
会員番号	第H120号
法人の名称	相続行政書士法人
従たる事務所の名称	相続行政書士法人　浅井事務所
従たる事務所所在地	一宮市八幡一丁目２番２号
従たる事務所電話番号	0586-47-0460
社員	浅井　重宣
変更事由	従たる事務所設置、社員の加入
所属支部	一宮

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2501101号
会員番号	第H135号
入会年月日	令和６年12月９日
法人の名称	行政書士法人一心
主たる事務所の名称	行政書士法人一心
主たる事務所	常滑市新開町三丁目169番地
主たる事務所電話番号	090-7951-3158
所属支部	知多

法人番号	第2005001号
従たる事務所の法人番号	第2005002号
会員番号	第H136号
入会年月日	令和６年12月２日
法人の名称	行政書士法人K.M.L
主たる事務所の名称	行政書士法人K.M.L
従たる事務所の名称	行政書士法人K.M.L　名古屋オフィス
従たる事務所	名古屋市熱田区池内町２番11号 池内ビル１階
従たる事務所電話番号	052-825-5351
所属支部	名南

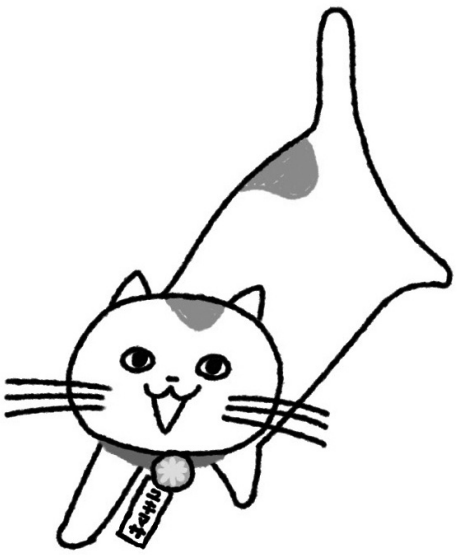

事務所の変更案内

支部	会員名(上)･事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	小塚　憲夫 行政書士いけした法務合同事務所				事務所名称
中央	北浦　弘一			090-1677-0772	事務所電話番号
中央	小木曽　良 行政書士事務所オーグット	名古屋市中区丸の内三丁目20番22号 桜通大津中駒ビル７階	460-0002	052-228-4540	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	茂呂　篤史	名古屋市千種区天満通１丁目44番地の２ パレスT天満通301号室	464-0095	090-8679-0090	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	笹山　慶太 行政書士ささやま事務所				事務所名称
中央	山田　亜記良	名古屋市東区徳川二丁目22番９号	461-0025	080-4212-9961	属性、事務所所在地、 事務所電話番号
中央	平山　延寿	名古屋市千種区竹越一丁目４番29号 パレス竹越104号室	464-0007	052-768-6326	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	伊藤　祐基 行政書士いとうリーガル				事務所名称
名古屋	芝田　　潔	名古屋市中村区鈍池町２丁目53番地 ライオンズマンション岩塚Ｄ棟418号	453-0826		事務所所在地
名古屋	石川　誠也 行政書士事務所アーツ	名古屋市中村区名駅三丁目20番20号 名駅錦ビル６Ｆ	450-0002	050-1781-5157	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	奥村　篤史			050-6866-4119	事務所電話番号
名古屋	丹羽　尚美			052-990-3356	事務所電話番号
名古屋	原田　尚洋			052-990-3356	事務所電話番号
昭和	上田　恵美	名古屋市天白区植田本町二丁目1009 グレイス桜202	468-0007		事務所所在地
名南	白井　多見子			052-851-1176	事務所電話番号
名南	小田　めぐみ	名古屋市瑞穂区下坂町三丁目31番地５	467-0827		事務所所在地
名南	佐藤　晋吾 行政書士法人K.M.L　名古屋オフィス	名古屋市熱田区池内町２番11号 池内ビル１階	456-0005	052-825-5351	単位会変更(岐阜会より)
東名	長縄　文洋 長縄行政書士事務所	尾張旭市庄中町一丁目２番地１ カルティア印場南402号	488-0838	0561-42-8334	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東名	仲泊　　憲 行政書士なかよし事務所	名古屋市守山区新守町63番地 サンハイツ二城305	463-0071		事務所名称、 事務所所在地

支部	会員名(上)·事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
東名	出口　是道 行政書士ヘリテイジオフィス	瀬戸市松原町二丁目76番地の３	489-0985	050-7117-5355	属性、事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
一宮	水野　　恵 行政書士大志法務事務所	一宮市大志１丁目２番３号	491-0852	0586-71-2299	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
海部	都築　武志			0567-69-5651	事務所電話番号
知多	吉永　恵子 行政書士吉永事務所	知多市にしの台４丁目17番地18	478-0055	090-2922-8096	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
岡崎	鈴木　志信	岡崎市八帖町字往環通63番地１	444-0923		事務所所在地
岡崎	芝﨑　かず子	額田郡幸田町大字上六栗字元屋敷11番地６	444-0123		事務所所在地

ご逝去会員のお知らせ

名　南支部	伊　藤　　拓　会員	令和６年８月22日ご逝去	（享年57歳）
新　城支部	松　井　康　久　会員	令和７年１月６日ご逝去	（享年75歳）
昭　和支部	小　島　　太　会員	令和７年１月16日ご逝去	（享年76歳）
尾　張支部	志　治　孝　雄　会員	令和７年２月１日ご逝去	（享年61歳）
名古屋支部	河　村　哲　雄　会員	令和７年３月２日ご逝去	（享年70歳）
知　多支部	稲　生　宇太郎　会員	令和７年３月12日ご逝去	（享年91歳）
豊　田支部	鳥　木　勝　美　会員	令和７年３月30日ご逝去	（享年44歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　　竹　田　　勲

COSMOS通信５月号
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

受任者調整会議とは…

受任者調整会議とは、成年後見制度の利用が必要でありながら申立人が不在な方に対して、現在の状況や課題、今後の生活などを検討し、最適な後見人等の候補者（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、法人後見受任機関、市民後見人等）を調整して、首長申立てにより家庭裁判所へ推薦する会議です。

専門職の必要性に関して、いくつかの調整項目があります。債務整理や法律上の争訟の可能性、虐待又は権利侵害の可能性がある場合は弁護士、不動産の売却や登記変更等の支援が必要な場合は司法書士、支援の枠組みが不十分であり、福祉関係者のネットワークが構築できていない場合は社会福祉士、頻回で多岐にわたる支援、訪問が求められるような困難案件や、共同受任の必要性がある、利益相反となる場合は法人後見受任機関、これらのいずれにもあてはまらない場合は行政書士が受任する場合が多いようです。

コスモスあいちも、いくつかの市町村の受任者調整会議のメンバーに入っています。現在参加している市町村は、名古屋市、大府市、一宮市、稲沢市、北名古屋市、海部南部（弥富市、蟹江町、飛島村）、愛西市、岡崎市、刈谷市、幸田町、蒲郡市です。これらの市町村より、後見人等の推薦依頼を受託しています。

今後さらに受任者調整会議に参加できる市町村を増やしていけるよう、コスモスあいちは活動してまいります。また、会員の皆さんも、ご自身が住んでいる市町村の成年後見制度の運用状況を調査して、コスモス行政書士としてどのような協力ができるかを市町村に提案してみると良いかもしれません。

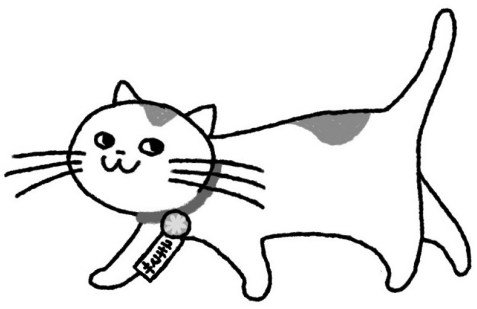

セミナー・相談会の開催及び活動報告

日　　時　令和７年２月６日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　相談員　宮本隆会員　奥田早苗会員
　　相談者５名

日　　時　令和７年２月13日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所新庁舎２階
相 談 会　相談員　丹羽友道会員　西原公正会員
　　相談者４名

日　　時　令和７年２月19日㈬　午後１時～４時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　相談員　西原公正会員　池山正彦会員
　　相談者０名

日　　時　令和７年２月23日㈰　午前10時～午後２時
場　　所　めいとう福祉まつり（名東文化小劇場）
相 談 会　相談員　榊原有希会員　山﨑由美子会員
　　相談者18名

日　　時　令和７年３月６日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　相談員　春原義昭会員　西村伸会員
　　相談者３名

日　　時　令和７年３月13日㈭　午後１時～４時
場　　所　扶桑町総合福祉センター
相 談 会　相談員　石谷隆広会員　池山正彦会員
　　相談者１名

日　　時　令和７年３月18日㈫　午後１時～４時
場　　所　北名古屋市役所東庁舎
相 談 会　相談員　山野伊紀会員　宮良隆之会員
　　相談者３名

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和７年５月１日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年５月12日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年５月21日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年６月５日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年６月12日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所本庁舎２階　相談室２・３
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年６月17日㈫　午後１時～４時
場　　所　北名古屋市役所東庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年７月３日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年７月３日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年７月17日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町総合福祉センター
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。
申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

私が広報部で会報製作に携わるようになり約２年が経とうとしています。社会全体でデジタル化が進む中、会報も本号から原則ペーパーレスへと移行しました。賛否あると思います。やはり紙媒体が良いという方もいらっしゃるでしょう。「変えること」と「変えないこと」を判断するのはとても重要で、時に難しい選択になります。しかし動かなければ成長は止まってしまいます。今の社会に適したやり方や内容を検討し、少しずつ変えていくことで、今後も会報が会員の皆様にとってより良いものとしてお届けできると良いなと思います。

広報部　貝田　和美

会報編集・校正会議の様子

《今月の表紙》　「愛知県芸術劇場コンサートホール」

名古屋市東区の愛知芸術文化センターの中にあります愛知県芸術劇場コンサートホールです。

満席時での残響時間が2.1秒というクラシック音楽に最適なホールで、シューボックスとアリーナ形式の組み合わせで、豊かな響きと見やすさを同時に楽しむことが出来ます。

正面に見えますパイプオルガンは日本最大級で、愛知芸術文化センターの地下２階には1/4サイズのレプリカが展示されており身近に触れることも出来ます。

愛知県芸術劇場にはこの他にも、大ホール・小ホールと、それぞれにリハーサル室があり、コンサートや演劇など幅広く行われおり、様々な芸術文化に触れることが出来ます。

この他にも愛知芸術文化センターには愛知県美術館や、芸術関連の資料を数多く集めたアートライブラリー、アートギャラリー等もあり大変充実した施設です。

駅からも近く、交通アクセスも良いので、皆さま気軽に足を運ばれてみてはいかがでしょうか。

（掲載許諾済）

会報330号　担当

広報部	担当副会長	内藤　広子
	部長	野﨑　晃
	次長	武　譲二
	部員	入山　康彦
	部員	貝田　和美
会報委員会	委員長	長峰　均
	副委員長	石原　遥
	本号担当委員	
	（表紙）	猪子　和美
	（会員訪問記）	鈴木　謙一

会報330号　令和７年５月１日発行

発行人　竹田　勲
編集人　野﨑　晃

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
https://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

愛知県行政書士会　令和7年度第75期定時総会

日程 令和7年5月29日(木)

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

愛知県行政書士政治連盟　令和7年度定期大会

日程 令和7年5月29日(木) 定時総会終了後

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※

・自転車と自転車の衝突
・自転車と歩行者との衝突
・自転車が引き起こした物損事故
*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

・敷金精算に関する紛争
・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争

愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

・ペットによる噛みつき、引っかき事故
・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
・血統書付きのペットの売買に関する紛争
・ペットの鳴き声をめぐる紛争
・猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

・外国人に対する職場ハラスメント
・外国人の職場での待遇についての不満
・外国人の就学者に対するいじめ
・外国人就学者から学校へのクレーム
*職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管):
行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者

c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館

d) 実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)

●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。

●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021

●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分